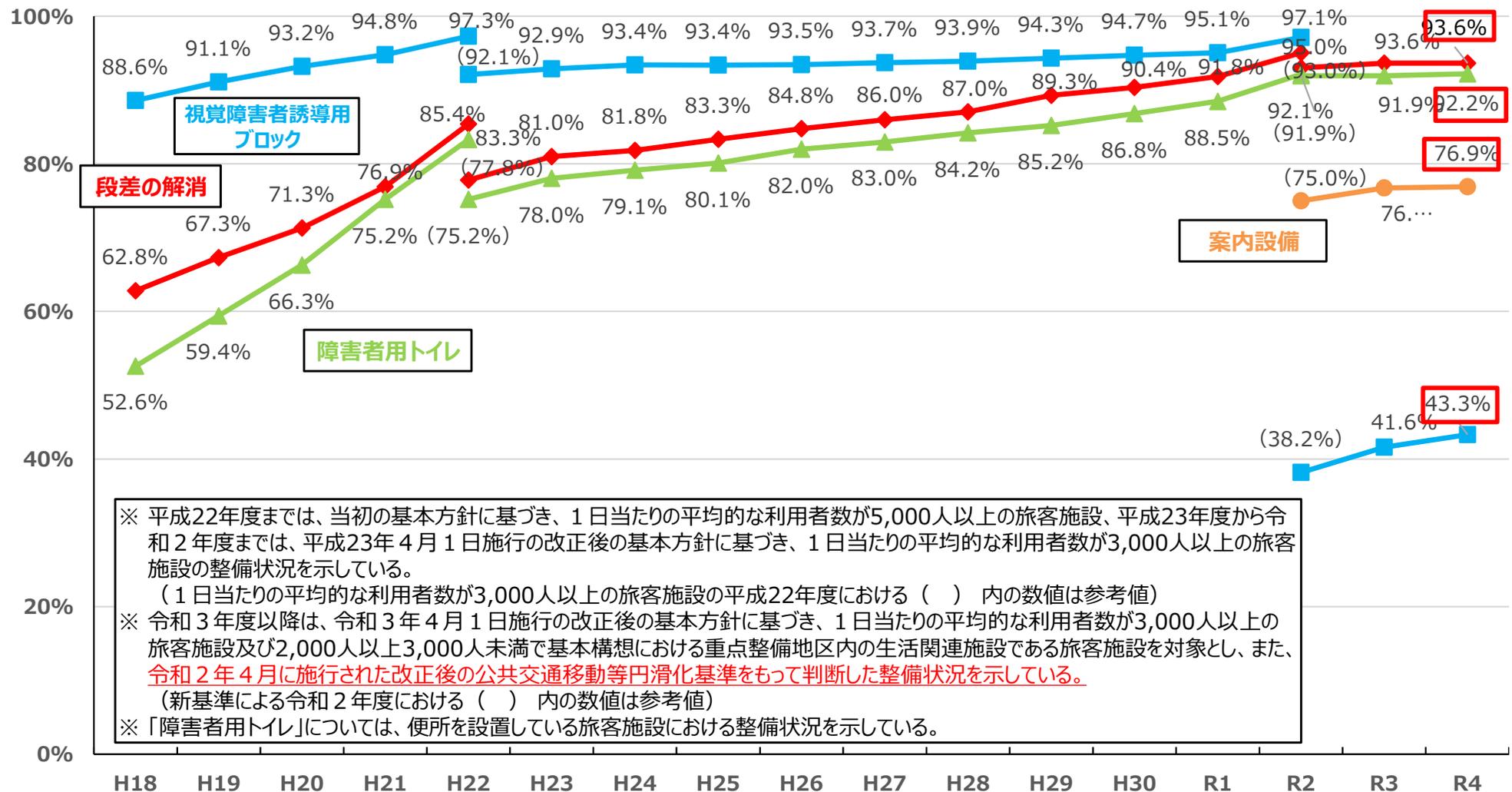


# 移動等円滑化の目標達成状況の詳細について

---

平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満の鉄軌道駅のバリアフリー化率については、令和7年度までに原則として全てについて、移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末までに、段差の解消については約94%、障害者用トイレについては約92%、案内設備については約77%、視覚障害者誘導用ブロックについては約43%の達成率であった。



※ 平成22年度までは、当初の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、平成23年度から令和2年度までは、平成23年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
 （1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における（ ）内の数値は参考値）  
 ※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。  
 （新基準による令和2年度における（ ）内の数値は参考値）  
 ※ 「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。

（公共交通移動等円滑化実績等報告による）（年度）

# 鉄軌道駅のバリアフリー状況（地域別）

（目標値：100%/ 2025年度末	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総施設数	96	106	67	1,517	410	889	125	22	213	15	3,460
（うちトイレ設置駅数）	87	100	61	1,462	375	861	84	18	186	15	3,249
段差の解消（駅数）	87	99	53	1,444	378	845	108	19	189	15	3,237
総施設数に対する割合	90.6%	93.4%	79.1%	95.2%	92.2%	95.1%	86.4%	86.4%	88.7%	100.0%	93.6%
視覚障害者 誘導用ブロック（駅数）	93	46	32	693	153	249	70	11	150	2	1,499
総施設数に対する割合	96.9%	43.4%	47.8%	45.7%	37.3%	28.0%	56.0%	50.0%	70.4%	13.3%	43.3%
案内設備	95	40	25	1,320	340	655	47	9	116	15	2,662
総施設数に対する割合	99.0%	37.7%	37.3%	87.0%	82.9%	73.7%	37.6%	40.9%	54.5%	100.0%	76.9%
障害者トイレの設置（駅数）	84	95	49	1,403	335	802	54	17	142	15	2,996
うちトイレ設置駅数に 対する割合	96.6%	95.0%	80.3%	96.0%	89.3%	93.1%	64.3%	94.4%	76.3%	100.0%	92.2%

※バリアフリー化率が全国平均より高い地域を赤塗り、低い地域を青塗りとする（以下、同じ）

## 現状の分析

- 令和3年度以降の実績値は、令和3年4月1日に施行された改正後の基本方針に基づき、旅客施設の範囲を拡大し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成30年10月1日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。  
※ 新基準による令和2年度における（ ）内の数値は参考値
- 令和4年度の各項目の実績値は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により、旅客施設の利用者数が増加し、集計対象となる総施設数が前年度より増加した影響を受け、集計対象である旅客施設総施設数が前年度から変動した影響を受けている。
- 特に、視覚障害者誘導用ブロックについては、ブロック形状のJIS規格への統一により、令和3年度以降の整備状況は、令和2年度までの整備目標に対する整備状況に比べて大きく減少しているが、令和3年度から令和4年度までは約2%増加している。
- 障害者用トイレ及び案内設備については、微増しており、段差の解消については、令和3年度から令和4年度まで横ばいであったが、整備状況は93%を超えている。
- 鉄軌道駅のバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、これまでの状況を考慮すると令和7年度まで(目標年度)に目標値は達成しない見込みである。
- 原因として、今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在しているためである。

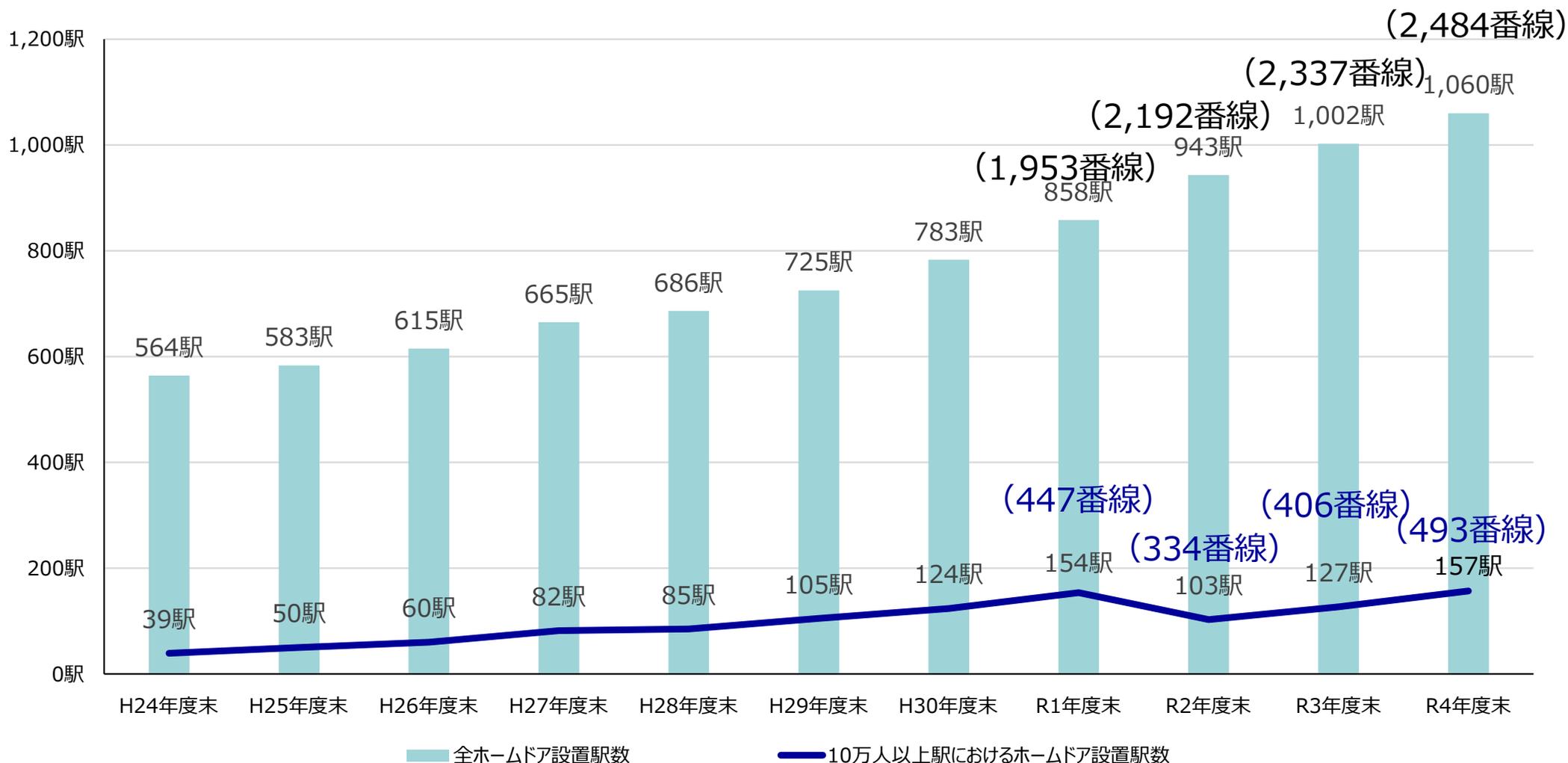
## 今後の取組

- ✓ 令和3年12月、新たに鉄道駅バリアフリー料金制度を創設するとともに、令和4年度より、地方部における支援措置の重点化として、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー設備の整備について、補助率を最大1/3から最大1/2に拡充した。都市部では本料金制度（令和6年3月末時点で17社より届出）、地方部では予算措置による重点的支援と、それぞれの特性に応じた措置を活用しながら、全国の鉄軌道駅のバリアフリー化を加速していく。

【鉄道駅におけるバリアフリー化の推進に関する予算（R6年度予算）】

- ・都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)：予算額138.6億円の内数（補助率：補助対象建設費の35%）
- ・鉄道駅総合改善事業費補助：予算額21.0億円の内数（補助率：1/3又は1/2）
- ・地域公共交通確保維持改善事業：総合政策局予算額208.1億円の内数（補助率：1/3）
- ・地域における受入環境整備促進事業：観光庁予算額13.7億円の内数（補助率：1/3）
- ・公共交通利用環境の革新等：観光庁予算額5.0億円の内数（補助率：1/3又は1/2）

ホームドアのバリアフリー化については、令和7年度までに、鉄軌道駅全体で3,000番線について移動等円滑化を実施することとしており、そのうち、平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅においては800番線を整備することとしている。令和4年度末までの達成状況は、鉄軌道駅全体では2,484番線、平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅では493番線であった。



※1 新型コロナウイルスの影響により、鉄道利用者数が減少したことから、令和2年度における「10万人以上駅におけるホームドア設置駅数（番線数）」が減少。

※2 ホームドア設置番線数については令和元年度より集計。

## 現状の分析

- 令和3年度以降の実績値は、バリアフリー法に基づく基本方針により、転落及び接触事故の発生状況、ホームをはじめとする鉄軌道駅の構造・利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅で800番線を整備するという目標への達成状況を記載したものである。  
※ 令和元年度及び令和2年度における番線数の数値は参考値
- ホームドアの整備番線数は、前年度より鉄軌道駅全体で147番線整備されており、ホームドア整備が順調に進んでいる。
- 平均利用者数1日10万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備番線数は、前年度より87番線増加しており、新型コロナウイルスの影響がなかった令和元年度を上回った。
- 鉄軌道駅全体のホームドアの整備番線数は、概ね順調に推移しており、番線数での集計をしている令和元年度からの推移を考慮すると目標年度の令和7年度までに目標値は達成できる見込みである。
- 一方、平均利用者数1日10万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備番線数は、新型コロナウイルスの影響により鉄道利用者数が減少しており、10万人以上の鉄軌道駅数が令和元年度285駅から令和4年度212駅に減少しているため、目標達成は難しい状況である。

## 今後の取組

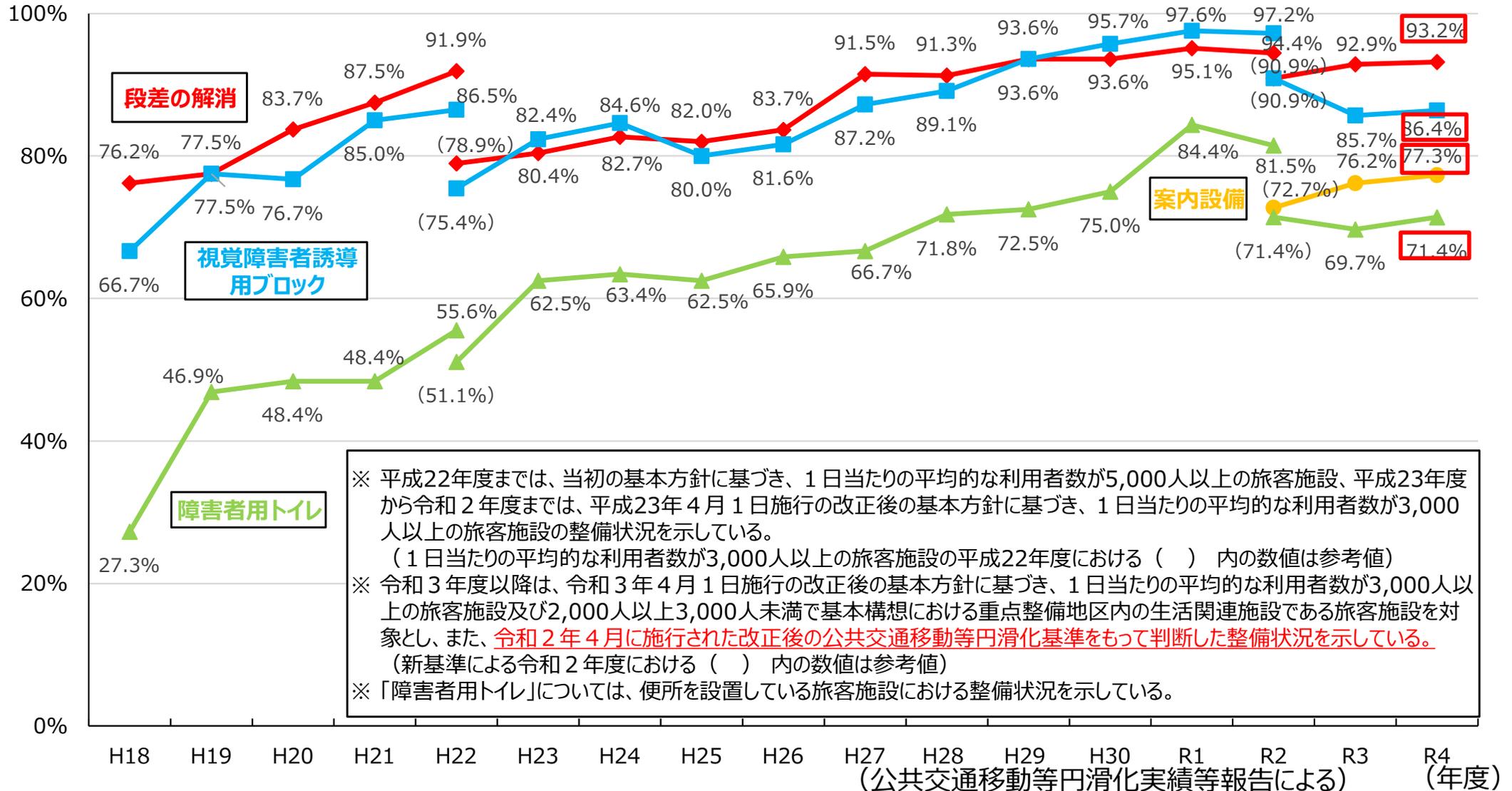
- ✓ 令和3年12月、新たに鉄道駅バリアフリー料金制度を創設するとともに、令和4年度より、地方部における支援措置の重点化として、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のホームドア整備について、補助率を最大1/3から最大1/2に拡充した。都市部では本料金制度（令和6年3月末時点で17社より届出）、地方部では予算措置による重点的支援と、それぞれの特性に応じた措置を活用しながら、全国の鉄軌道駅のホームドア整備を加速していく。

【ホームドアの更なる整備促進に関する予算（R6年度予算）】

- ・都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)：予算額138.6億円の内数（補助率：補助対象建設費の35%）
- ・鉄道駅総合改善事業費補助：予算額21.0億円の内数（補助率：1/3又は1/2）
- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助：予算額45.1億円の内数（補助率：1/3又は1/2）

# バスターミナルのバリアフリー化の推移（全国）

平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満のバスターミナルのバリアフリー化率については、令和7年度までに原則として全てについて、移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末までに、段差の解消については約93%、障害者用トイレについては約71%、案内設備については約77%、視覚障害者誘導用ブロックについては約86%の達成率であった。



※ 平成22年度までは、当初の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、平成23年度から令和2年度までは、平成23年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
 (1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における( )内の数値は参考値)

※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。  
 (新基準による令和2年度における( )内の数値は参考値)

※ 「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。

# バスターミナルのバリアフリー状況（地域別）

（目標値：約100%/2025年度末）	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
バスターミナル数	14	-	3	6	4	3	1	-	12	1	44
（うちトイレ設置ターミナル数）	11	-	2	2	4	2	1	-	12	1	35
段差の解消（施設数）	12	-	3	6	4	3	1	-	11	1	41
割合	85.7%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	91.7%	100.0%	93.2%
視覚障害者 誘導用ブロック（施設数）	12	-	3	5	4	2	1	-	10	1	38
割合	85.7%	-	100.0%	83.3%	100.0%	66.7%	100.0%	-	83.3%	100.0%	86.4%
案内設備（施設数）	8	-	-	6	4	3	1	-	11	1	34
割合	57.1%	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	91.7%	100.0%	77.3%
障害者トイレの設置 （施設数）	4	-	2	1	4	2	1	-	10	1	25
割合	36.4%	-	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	83.3%	100.0%	71.4%

## 現状の分析

- 令和2年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和3年4月1日に施行された改正後の基本方針に基づき、旅客施設の範囲を拡大し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成30年10月1日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。
- 各指標の状況は以下のとおり。
  - ・ 段差解消 : 令和3年度から令和4年度にかけて**0.3%増加**
  - ・ 視覚障害者誘導ブロック : 令和3年度から令和4年度にかけて**0.7%増加**
  - ・ 案内設備 : 令和3年度から令和4年度にかけて**1.1%増加**
  - ・ 障害者用トイレ : 令和3年度から令和4年度にかけて**1.7%増加**
- 令和4年度の各項目の実績値は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により、旅客施設の利用者数が増加し、集計対象となる総施設数が前年度より増加した影響を受け、集計対象である旅客施設総施設数が前年度から変動した影響を受けている。
- バスターミナルのバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの**概ね順調に推移しているが、令和7年度まで(目標年度)に目標値は達成しない見込み**である。
- **その原因として、今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在しているためである。**

## 今後の取組

- ✓ **新型コロナウイルスの影響により減少していたバスターミナルの利用者が現在少しずつ回復傾向**であることから、**各種支援制度の活用を事業者に促し**、目標達成に向けてバスターミナルのバリアフリー化の推進を図る。

【バスターミナルのバリアフリー化に関する予算（R6年度予算）】

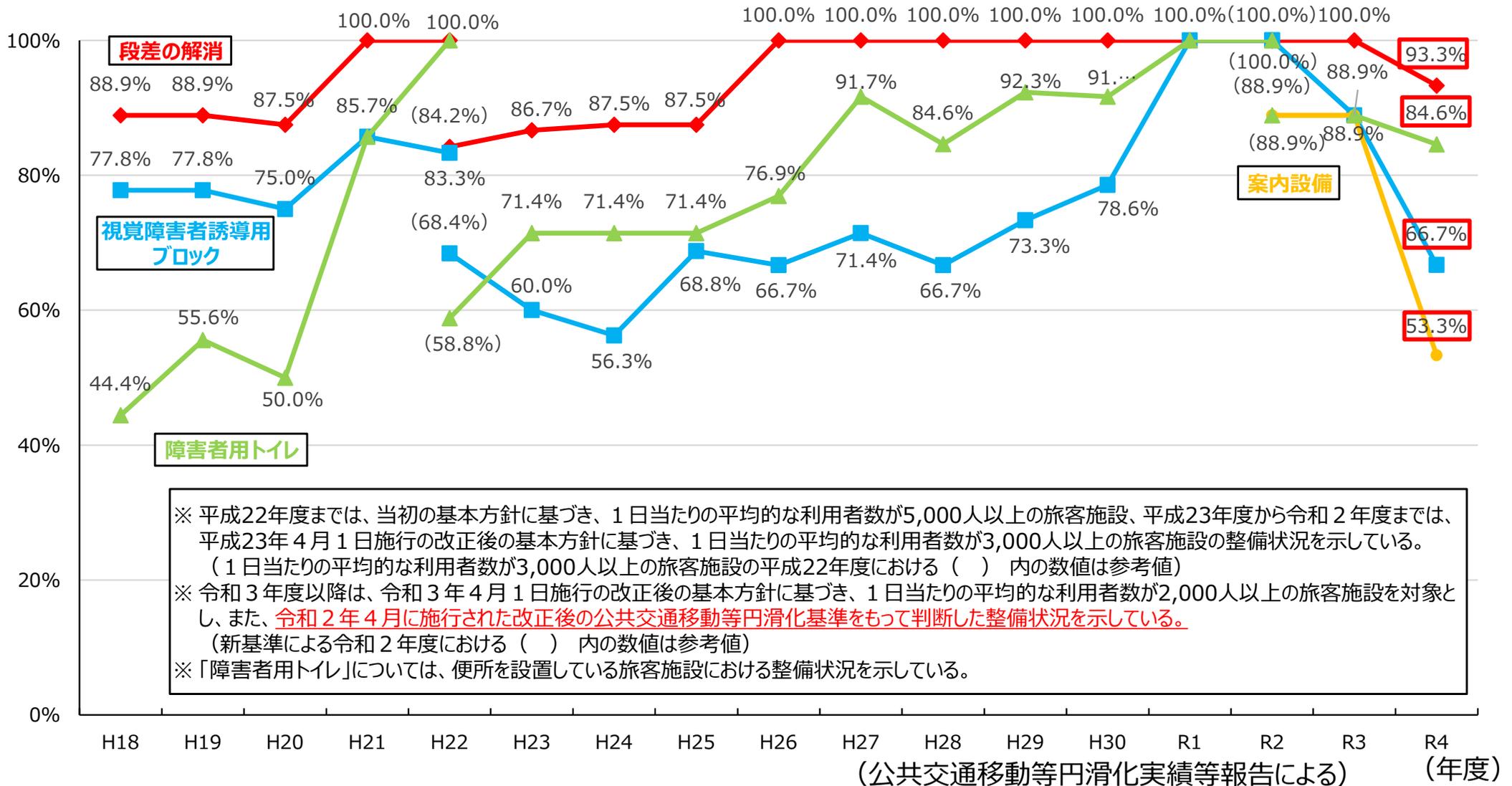
・地域公共交通確保維持改善事業：208億円の内数（補助率：1/3）

・地域における受入環境整備促進事業：13億円（補助率：1/3）

※そのほか、地域公共交通関係の令和5年度補正予算558億円の内数も活用

# 旅客船ターミナルのバリアフリー化の推移（全国）

平均利用者数が2,000人/日以上の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率については、令和7年度までに、原則として全てについて、移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末までに、段差の解消については約93%、視覚障害者誘導用ブロックについては約67%、案内設備については約53%、障害者用トイレについては約85%で実施済み。



※ 平成22年度までは、当初の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、平成23年度から令和2年度までは、平成23年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
 (1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における ( ) 内の数値は参考値)  
 ※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。  
 (新基準による令和2年度における ( ) 内の数値は参考値)  
 ※ 「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。

# 旅客船ターミナルのバリアフリー状況（地域別）

(目標値：約100%/ 2025年度末)	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
旅客船ターミナル数	-	-	2	-	1	1	5	1	5	-	15
(うちトイレ設置ターミナル数)	-	-	2	-	1	1	3	1	5	-	13
段差の解消（施設数）	-	-	2	-	0	1	5	1	5	-	14
割合	-	-	100.0%	-	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	93.3%
視覚障害者 誘導用ブロック（施設数）	-	-	2	-	0	0	3	1	4	-	10
割合	-	-	100.0%	-	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%	80.0%	-	66.7%
案内設備（施設数）	-	-	0	-	0	0	3	1	4	-	8
割合	-	-	0.0%	-	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%	80.0%	-	53.3%
障害者トイレの設置 （施設数）	-	-	2	-	0	0	3	1	5	-	11
割合	-	-	100.0%	-	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	84.6%

## 現状の分析

- 令和2年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和3年4月1日に施行された改正後の基本方針に基づき、旅客施設の範囲を拡大し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成30年10月1日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。
- 旅客船ターミナルにおける段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備及び障害者対応型便所の設置については、令和3年度からのバリアフリー基本方針に基づく整備目標に照らして、令和4年度実績で達成率がそれぞれ93.3%、66.7%、53.3%及び84.6%と目標の達成に向け引き続き努力が必要である。なお、前年度実績に比べて達成率が下がっているが、これは新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により、旅客施設の利用者数が増加し、集計対象となる総施設数が前年度より増加した影響を受け、前年度よりバリアフリー化率が減少している集計対象である旅客船ターミナル総施設数が前年度から変動した影響を受けている。
- 旅客船ターミナルのバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、これまでの状況を考慮すると令和7年度まで(目標年度)に目標値は達成しない見込みである。
- その原因として、今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在しているためである。

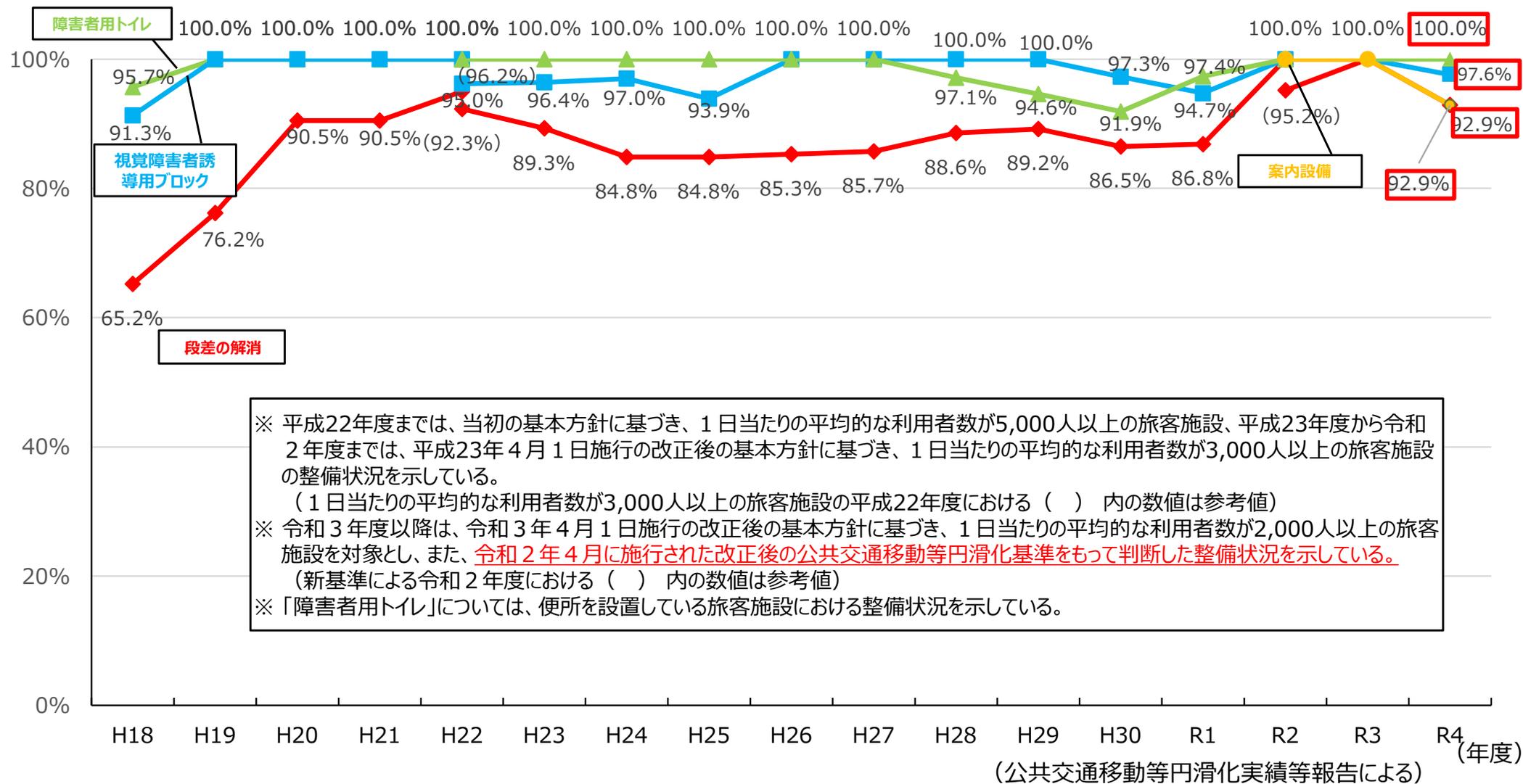
## 今後の取組

- ✓ 新たに集計対象となった施設の施設設置管理者に対して周知することで、旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進を図る。

【旅客船ターミナルのバリアフリー化に向けた予算（R6年度予算）】

・港湾機能高度化施設整備費補助：港湾整備事業2,449億円の内数（補助率：1/2以内）

平均利用者数が2,000人/日以上航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率については、令和7年度までに、原則として全てについて、移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末までに、段差の解消及び案内設備については約93%、視覚障害者誘導用ブロックについては約98%、障害者用トイレについては約100%で実施済み。



※ 平成22年度までは、当初の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、平成23年度から令和2年度までは、平成23年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
 （1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における（ ）内の数値は参考値）  
 ※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。  
 （新基準による令和2年度における（ ）内の数値は参考値）  
 ※ 「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。



## 現状の分析

- 令和2年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和3年4月1日に施行された改正後の基本方針に基づき、一定の旅客施設（分母）の範囲を拡大し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成30年10月1日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。
- 航空旅客ターミナルのバリアフリー化の各指標は、令和3年度からのバリアフリー基本方針に基づく整備目標に照らして、令和3年度実績で達成率100%と成果が見られる。
- 一方、コロナ禍を経て航空需要が急速に回復しており、対象施設が増加したことから、令和4年度実績においては、同目標に照らして段差解消及び案内設備が92.9%、視覚障害者誘導用ブロックが97.6%と減少したものの、引き続き高い水準を維持している。

## 今後の取組

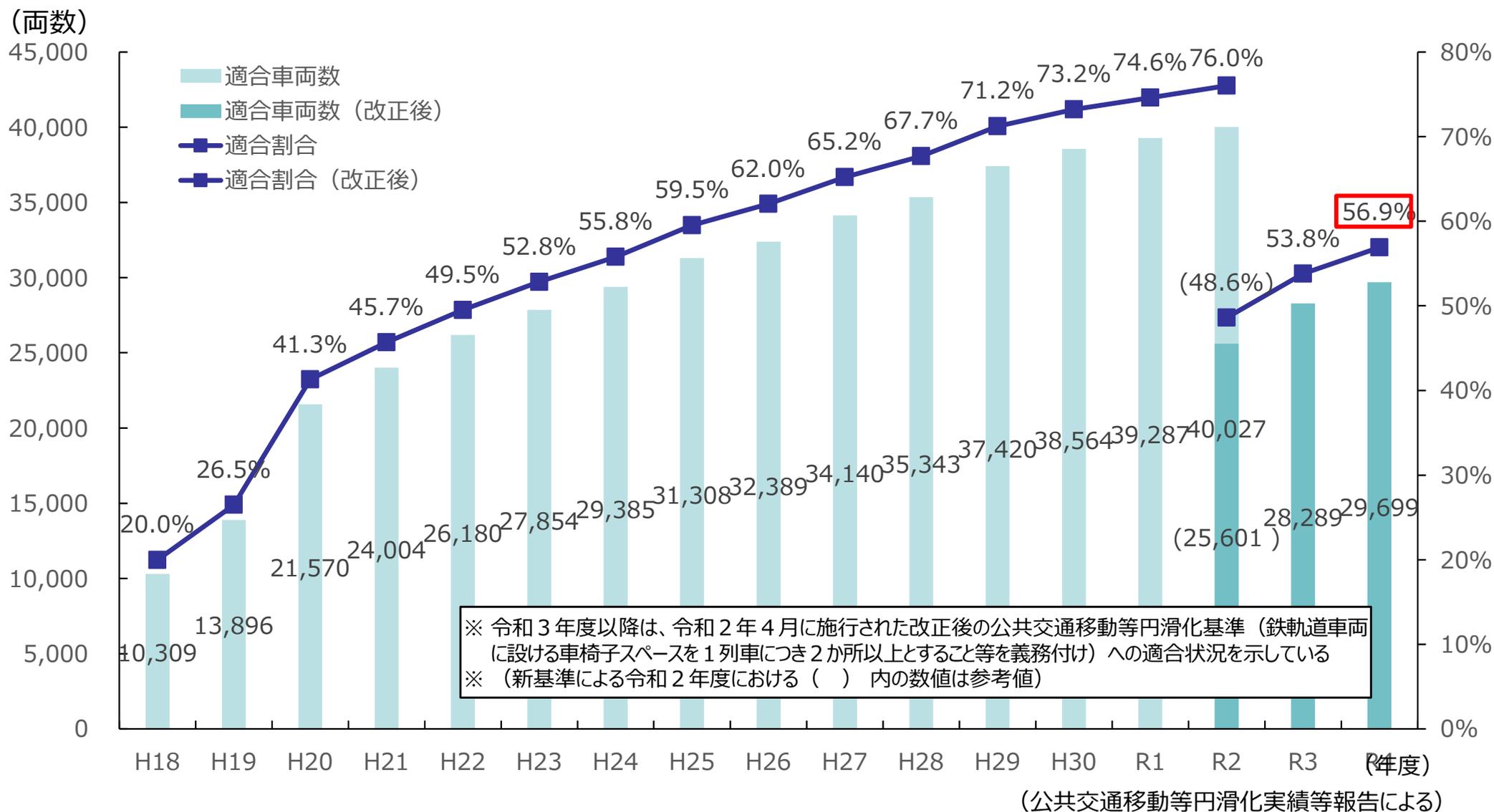
- ✓ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正、航空需要の急速な回復による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、令和7年度末までの整備に向けて、交通サービスインバウンド対応支援事業など各支援制度の有効活用などによって、航空旅客ターミナルのバリアフリー化の推進を図る。

【航空旅客ターミナルのバリアフリー化に向けた予算《観光庁予算》（R6年度予算）】

・交通サービスインバウンド対応支援事業：予算額14億円の内数（補助率：1/3）

# 鉄軌道車両のバリアフリー化の推移（全国）

鉄軌道車両については、総車両数約53,000両のうち約70%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末までに、約57%においてバリアフリー化を実施済みである。



# 鉄軌道車両のバリアフリー化の推移（地域別）

(目標値：約70%/ 2025年度末)	北海道	東北	北陸信越	関東	中部
総数	1,402	314	521	26,337	5,852
基準適合車両※	588	164	202	21,114	2,146
総数に対する割合	41.9%	52.2%	38.8%	80.2%	36.7%

(目標値：約70%/ 2025年度末)	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	14,059	568	668	2,387	42	52,150
基準適合車両※	4,630	170	212	431	42	29,699
総数に対する割合	32.9%	29.9%	31.7%	18.1%	100.0%	56.9%

※ 車椅子スペースや案内装置を設ける等、公共交通移動等円滑化基準（令和2年4月に施行された基準）のすべてに適合している車両数をいう。

## 現状の分析

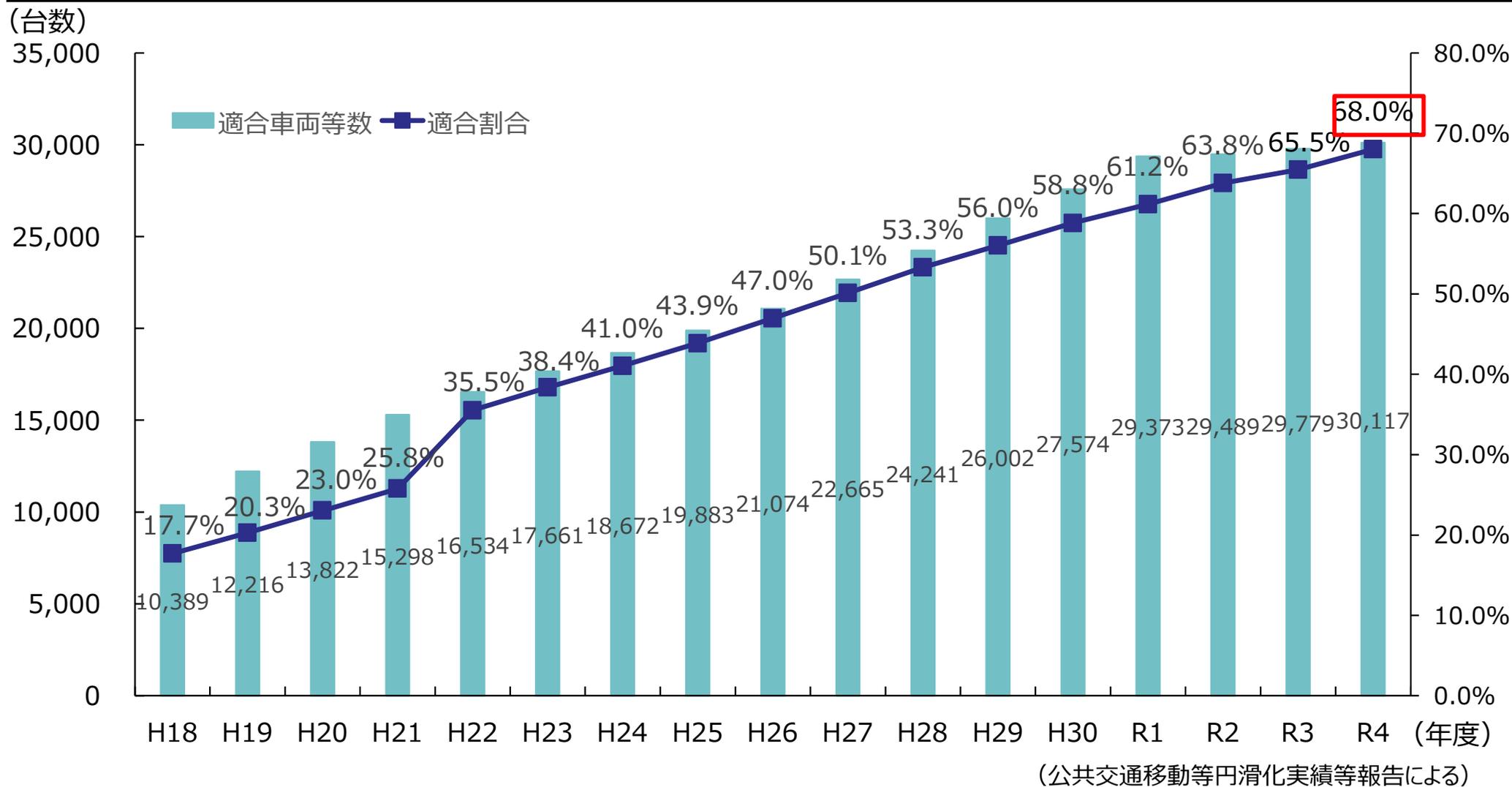
- 鉄軌道車両のバリアフリー基準への適合割合は、令和2年4月の基準改正（車いすスペースを1列車に1以上から、4両編成以上の列車では1列車に2以上に改正）により、令和2年度までの適合割合に比べ大きく減少しているが、令和2年度から令和4年度にかけては平均約4.2%増加しており、順調に推移している。
- 令和5年度以降もこの平均増加量（約4.2%）で推移した場合、令和7年度時点で約69%となり、目標年度において目標値（約70%）にわずかに届かないものの、概ね達成できる想定。

## 今後の取組

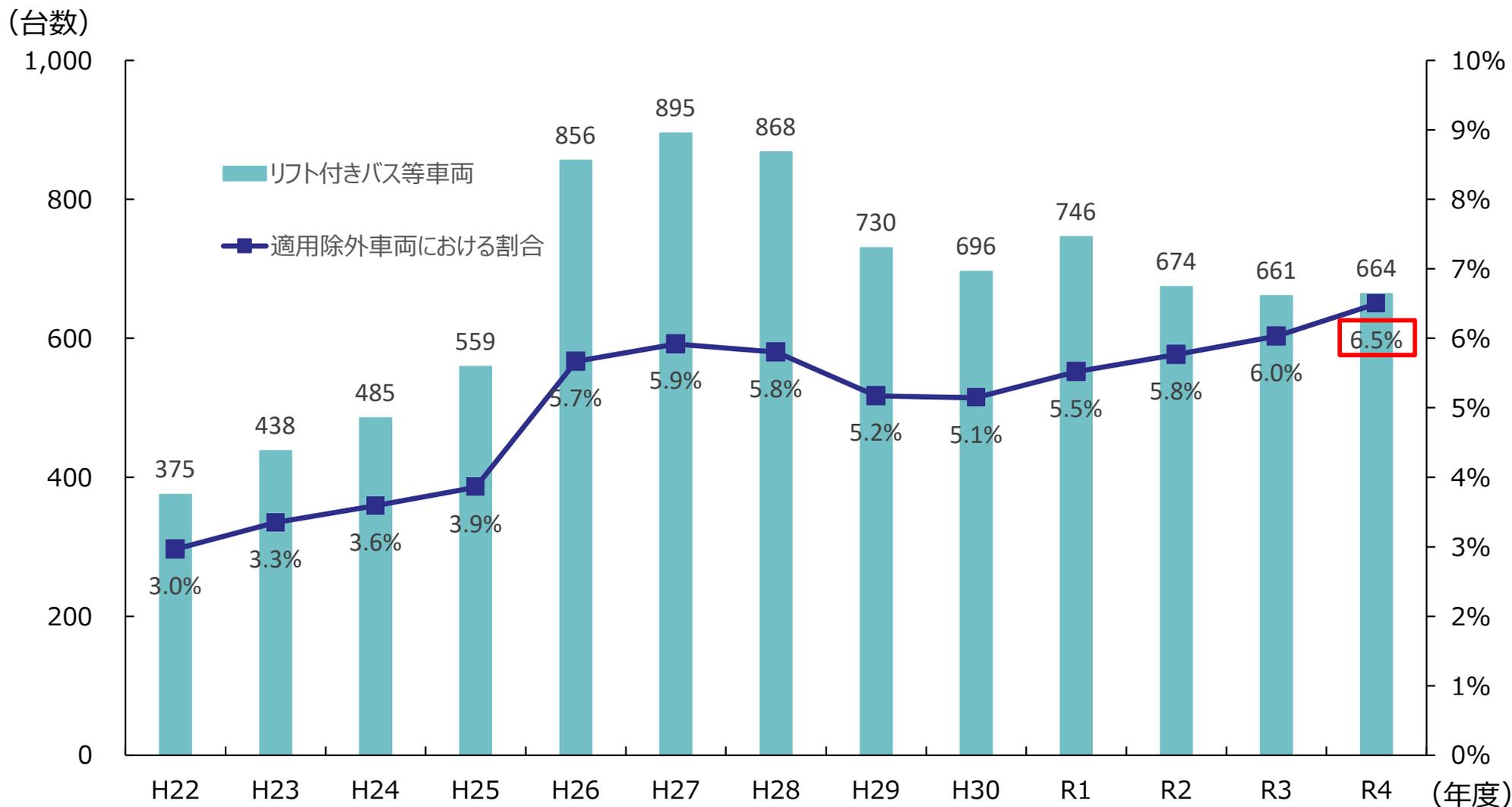
- ✓ 目標年度の目標達成に向け、鉄軌道事業者が集まる連絡会等の場において、既存の車両も改造等の機会を利用し、積極的にバリアフリー基準に対応していくよう働きかけを行っていく。

# 乗合バス車両（ノンステップバス）の導入の推移（全国）

バス車両については、総車両数約60,000台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両約10,000台を除いた50,000台のうち、約80%に当たる約40,000台について、令和7年度までにノンステップバスを導入して移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末において約68%の導入状況となっている。



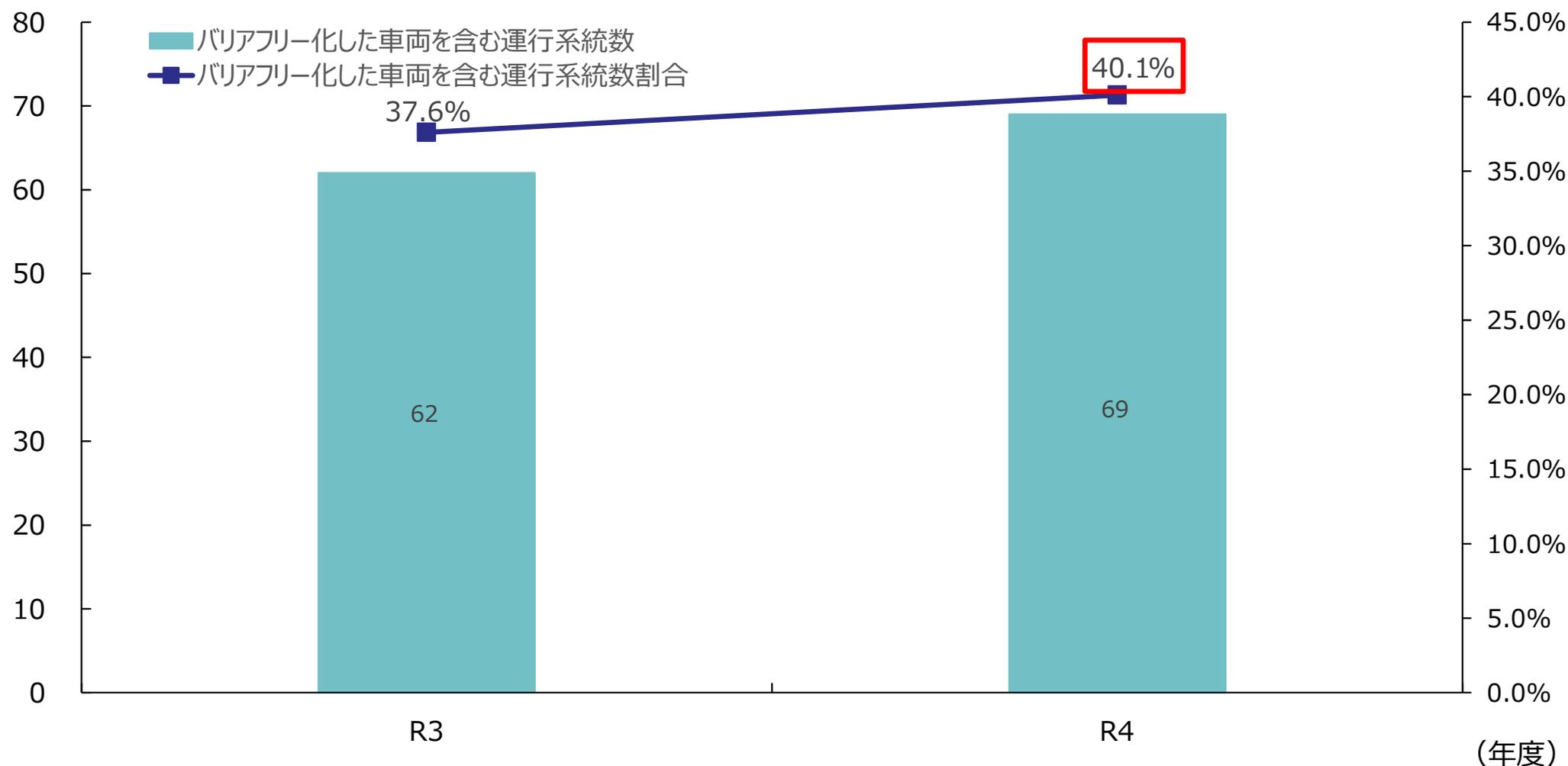
バス車両のうち適用除外認定車両については、令和7年度までに、その約25%に当たる約2,500台をリフト付き又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施することとなっている。令和4年度末において6.5%の導入状況となっている。



(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

空港アクセスバス車両については、令和7年度までに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を運行して移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末において約40%の運行状況となっている。

(運行系統数)



(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

## ■ノンステップバス

（目標値：約80%／ 2025年度末） ※適用除外認定車両を除く	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
基準適合車両数	2,528	3,057	2,099	16,314	4,262	6,720	2,734	970	5,207	391	44,282
ノンステップバス 車両数	1,132	1,783	1,113	13,197	3,080	4,969	1,684	610	2,222	327	30,117
割合	44.8%	58.3%	53.0%	80.9%	72.3%	73.9%	61.6%	62.9%	42.7%	83.6%	68.0%

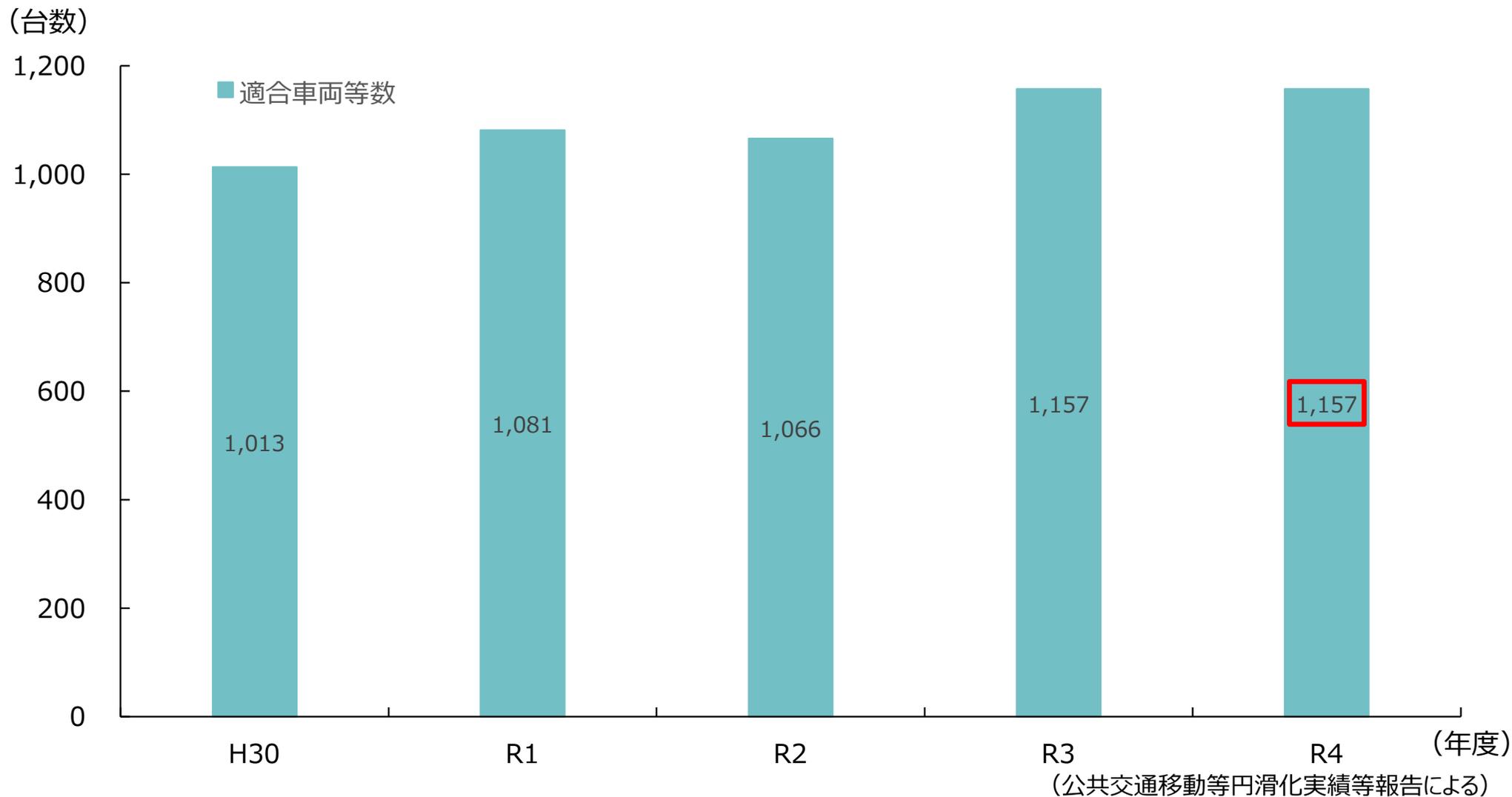
## ■リフト付きバス

（目標値：約25%／ 2025年度末） ※適用除外認定車両	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
適用除外認定車両数	715	1,276	750	2,816	595	1,343	791	527	1,210	169	10,192
リフト付きバス等 車両数	27	39	13	322	100	88	18	9	44	4	664
割合	3.8%	3.1%	1.7%	11.4%	16.8%	6.6%	2.3%	1.7%	3.6%	2.4%	6.5%

## ■空港アクセスバス

（目標値：約50%／ 2025年度末）	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
運行系統の総数	24	3	5	9	6	0	42	22	48	13	172
バリアフリー化した車両を含む 運行系統数	12	0	4	5	2	0	12	9	13	12	69
運行系統の総数における バリアフリー化した車両を含む 運行系統数の割合	50.0%	0.0%	80.0%	55.6%	33.3%	0.0%	28.6%	40.9%	27.1%	92.3%	40.1%

貸切バス車両については、令和7年度までに、約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入して移動等円滑化を実施することとしている。令和4年度末において1,157台の導入状況となっている。



# 貸切バス車両の導入状況（地域別）

(目標値：約2,100台／ 2025年度末)	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
基準適合車両	53	125	40	540	72	96	81	14	98	38	1,157

## 現状の分析

- ノンステップバスについては、**毎年約2.8%ほどの割合で堅調な推移**を見せており、令和5年度以降もこの増加量で推移した場合、**令和7年度時点で約76.4%**となり、目標値（約80%）にわずかに届かず、目標値は達成しない見込みである。
- リフト付きバス等については、**右肩上がりの推移**は見せているものの、これまでの状況を考慮すると、**令和7年度まで（目標年度）に目標値の達成は困難な見込み**である。
- 空港アクセスバスについては、令和3年度より実績を取り始め、令和4年度にかけ**2.5%増の推移**を見せており、令和5年度以降もこの増加量で推移した場合、**令和7年度時点で約47.6%**となり、目標値（約50%）の達成は困難な見込みである。
- 貸切バスについては、微増ながらも右肩上がりの推移を見せているものの、これまでの状況を考慮すると、**令和7年度まで（目標年度）に目標値の達成は困難な見込み**である。
- **上記について、いずれもバス事業者は全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により収支状況が苦しく、車両の入れ替え（更新）がなかなか進まない状況**があることが主な原因となっている。

## 今後の取組

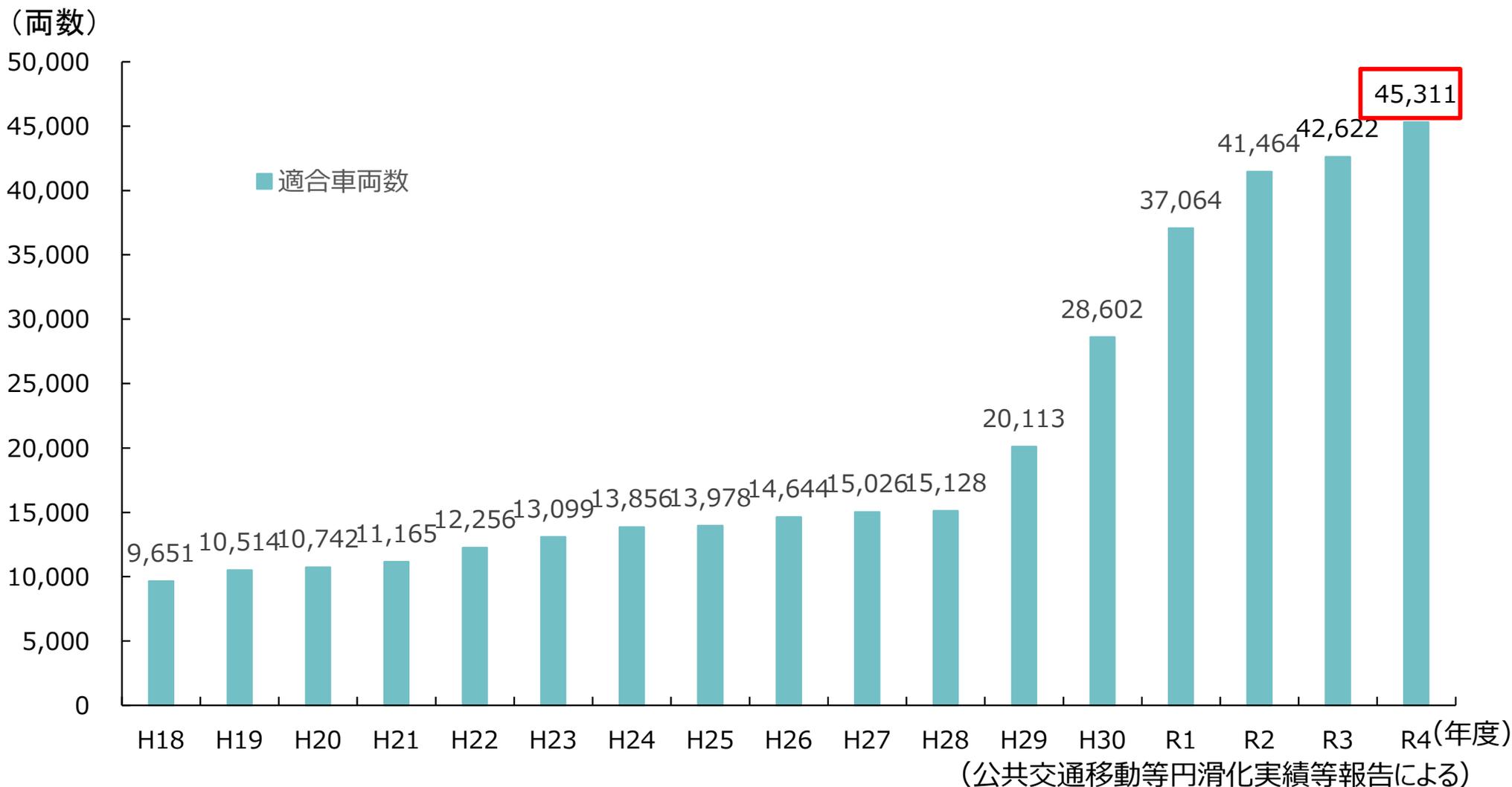
- ✓ バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者の減少による減収・減益により投資に踏み切る収支状況ではなかったが、現在、**運賃改定等の実施により経営状況の立て直しを図っており**、今後、収支状況が改善していく中で、バリアフリー車両に対する投資を積極的に行う基盤ができる見込み。
- ✓ 国土交通省としては、**税制・予算両面の支援の活用を事業者に対して積極的に周知**しつつ、事業者においてはこれらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

【バス等のバリアフリー化に関する予算（R6年度予算）】

- ・令和5・6年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置を延長。（自動車税環境性能割・自動車重量税）
- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）：208億円の内数
- ・地域における受入環境整備促進事業：13億円

※そのほか、地域公共交通関係の令和5年度補正予算558億円の内数も活用

タクシー車両については、令和7年度までに、約90,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入することとされている。令和4年度末までに45,311台の導入状況となっている。



## 現状の分析

- 福祉タクシー車両（UDタクシーを含む）については、令和3年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により導入を促進しており、これらの制度を有効に活用することで、今後実績値は増加するものと考えられるものの、目標年度に目標値の達成は困難な見込みである。
- 上記について、タクシー事業者は全国的に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があることが主な原因である。

## 今後の取組

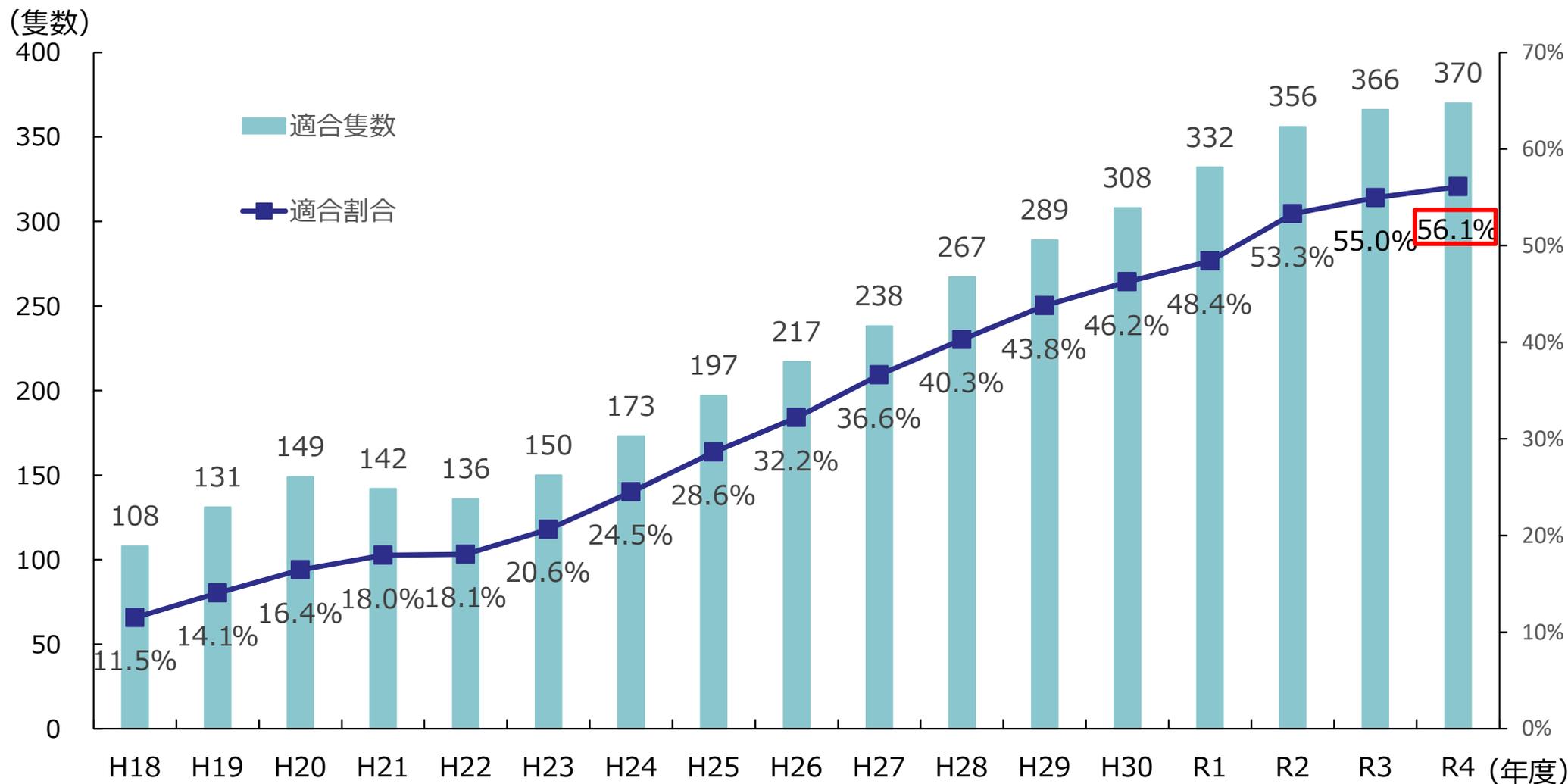
- ✓ タクシー事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者の減少による減収・減益により投資に踏み切る収支状況ではなかったが、現在、運賃改定等の実施により経営状況の立て直しを図っており、今後、収支状況が改善していく中で、バリアフリー車両に対する投資を積極的に行う基盤ができる見込み。
- ✓ 国土交通省としては、税制・予算両面の支援の活用を事業者に対して積極的に周知しつつ、事業者においてはこれらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

【福祉タクシー（UDタクシー含む）のバリアフリー化に関する予算（R6年度予算）】

- ・令和5・6年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置を延長。（自動車税環境性能割・自動車重量税）
- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）：208億円の内数
- ・地域における受入環境整備促進事業：13億円

※そのほか、地域公共交通関係の令和5年度補正予算558億円の内数も活用

旅客船（一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する船舶）総隻数約700隻のうち約60%に当たる約420隻について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされている。令和4年度末までに約56%で実施された。



（公共交通移動等円滑化実績等報告による）

## ①旅客船

(目標値：約60%/ 2025年度末)	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	26	36	22	52	67	63	104	83	163	43	659
基準適合船舶	11	19	8	28	21	35	54	64	96	34	370
割合	42.3%	52.8%	36.4%	53.8%	31.3%	55.6%	51.9%	77.1%	58.9%	79.1%	56.1%

## ②1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である旅客船ターミナルに就航する旅客船

(目標値：構造等の制約 条件を踏まえて 可能な限りバリアフリー化/ 2025年度末)	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	-	-	-	-	-	-	7	-	5	-	12
基準適合船舶	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	6
割合	-	-	-	-	-	-	42.9%	-	60.0%	-	50.0%

## 現状の分析

- 令和4年度の旅客船のバリアフリー化率は56.1%となっており、前年度に比べ1.1ポイント増加しているところ。
- 旅客船のバリアフリー化については、年々、老朽化した船舶を中心に代替建造が進んでおり、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

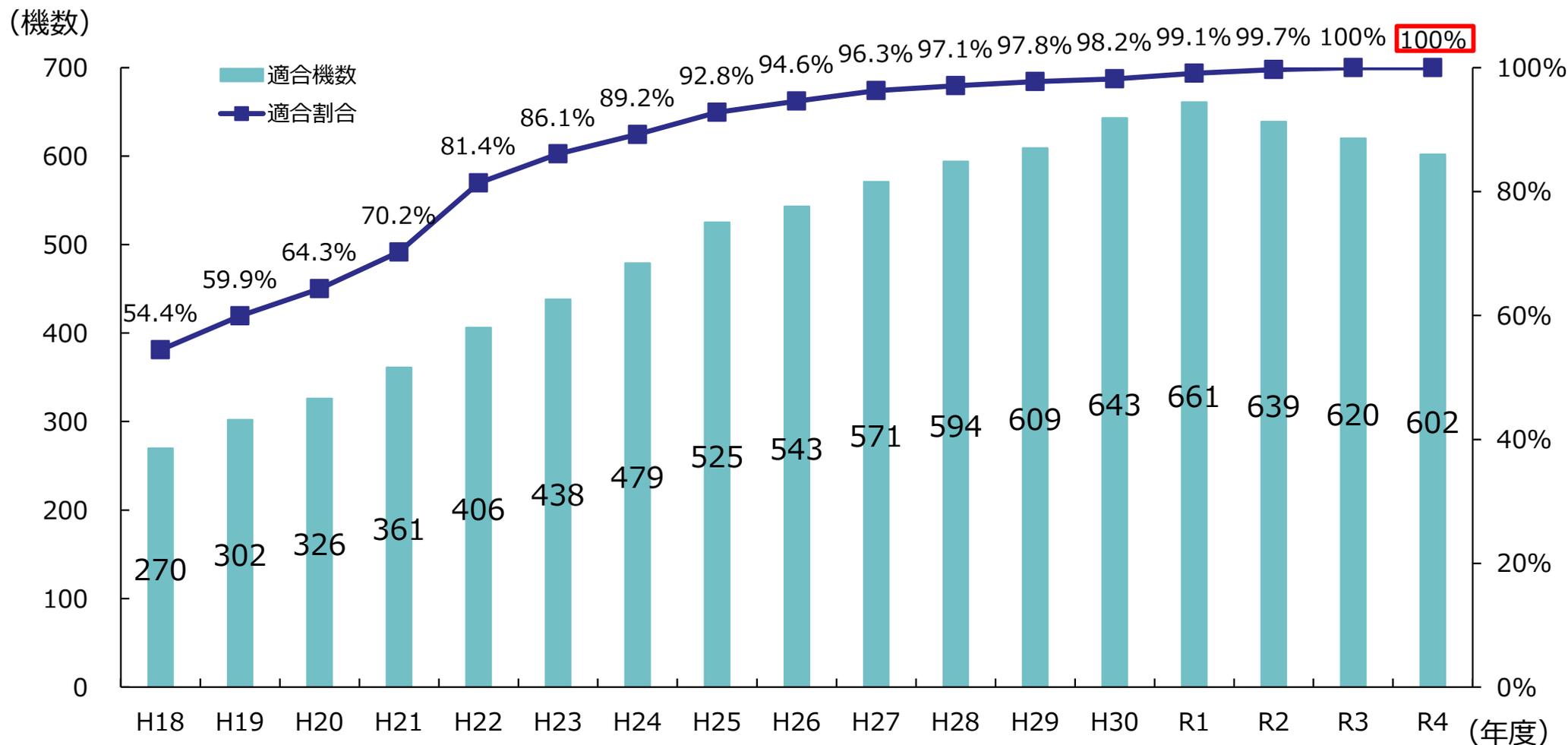
## 今後の取組

- ✓ 引き続き、船舶所有者に対して旅客船のバリアフリー化の必要性を唱えるとともに、地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者の受入環境の整備事業などの支援制度を活用いただきながら、旅客船のバリアフリー化の推進を図っていく。
- ✓ 併せて、バリアフリー化された各種設備を使用した役務の提供についても、旅客船事業者に対して引き続き求めていくことで、ハード・ソフト両面からバリアフリーの取組を進めていく。

【旅客船のバリアフリー化に関する予算（R6年度予算）】

- ・令和6年度予算 地域公共交通確保維持改善事業：予算額20,805百万円の内数（補助率：1/3）
- ・令和5年度補正予算 訪日外国人旅行者の受入環境の整備事業：予算額26,602百万円の内数（補助率：1/3等）

総機数約670機について、令和7年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施することとされている。着実に導入が進められ、令和4年度末までに100%が実施済みとなり、目標を達成した。



(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

## 現状の分析

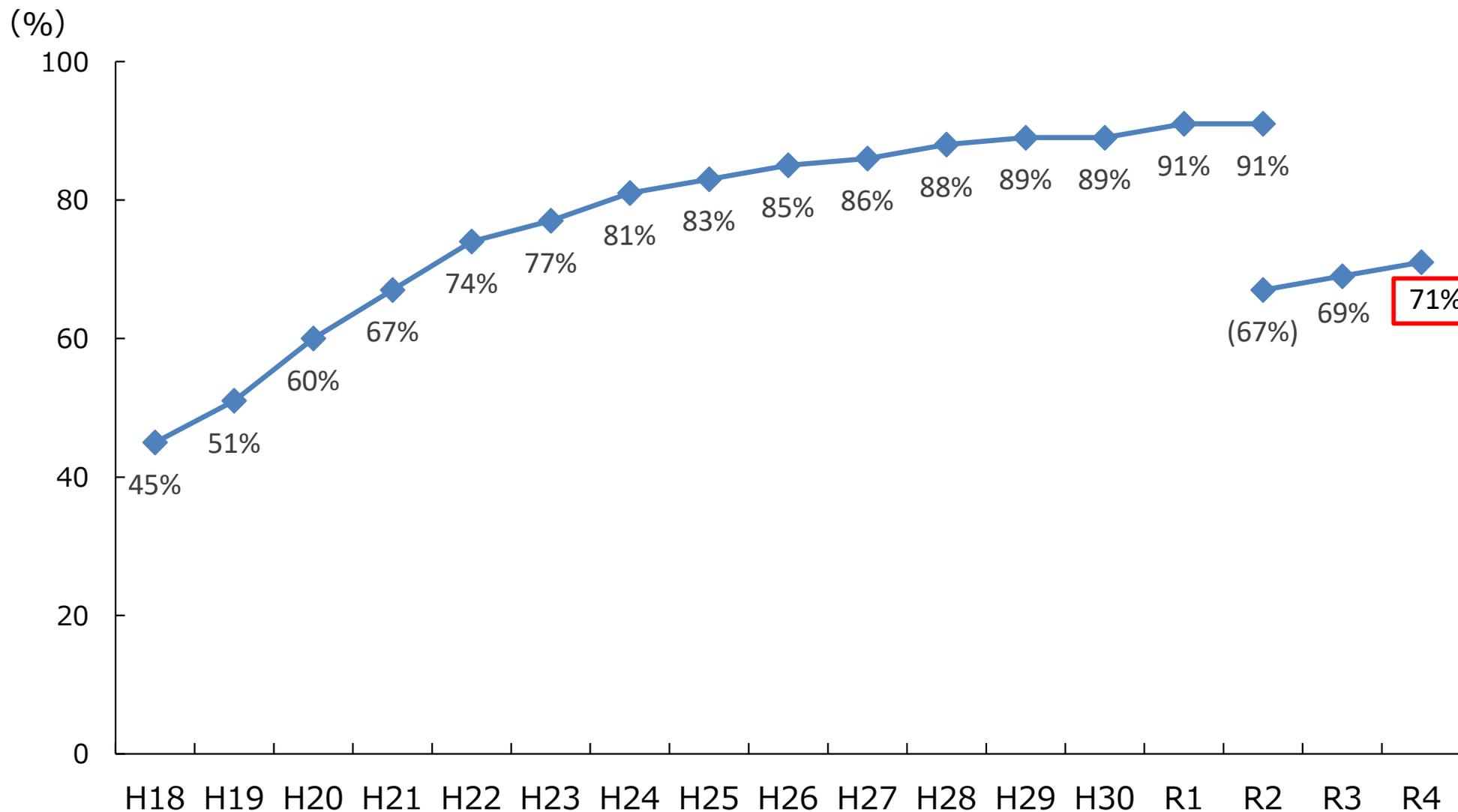
- バリアフリー化された航空機の割合は、順調に進捗し、令和3年度に目標値を達成した。

## 今後の取組

- ✓ 引き続き、新たに導入される航空機もバリアフリー化されたものとなるよう、各航空会社への要請を行っていく。
- ✓ また、ハード面の整備のみならず、ソフト面の措置（「乗降についての介助その他の支援」、「移動するために必要となる情報の提供」、「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」など、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の2第1項の規定に基づく「旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準」に定める措置）が確実に遂行されるよう、各航空会社に対して、働きかけを行っていく。

# 特定道路のバリアフリー化の推移（全国）

- 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされている。
- 着実に整備が進められており、令和4年度末までに約71%が実施済みとなった。



# 特定道路のバリアフリー状況（地域別）

（目標値：70%）	北海道	東北	関東	北陸	中部
特定道路指定延長 （k m）	288.3	157.7	1706.5	90.9	410.9
整備延長 （k m）	262.8	132.4	1007.0	84.8	345.3
割合	91%	84%	59%	93%	84%

（目標値：70%）	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
特定道路指定延長 （k m）	1100.6	177.1	81.5	403.3	28.8	4445.6
整備延長 （k m）	768.1	137.9	65.3	311.4	23.6	3138.7
割合	70%	78%	80%	77%	82%	71%

（令和4年度末時点）

## 現状の分析

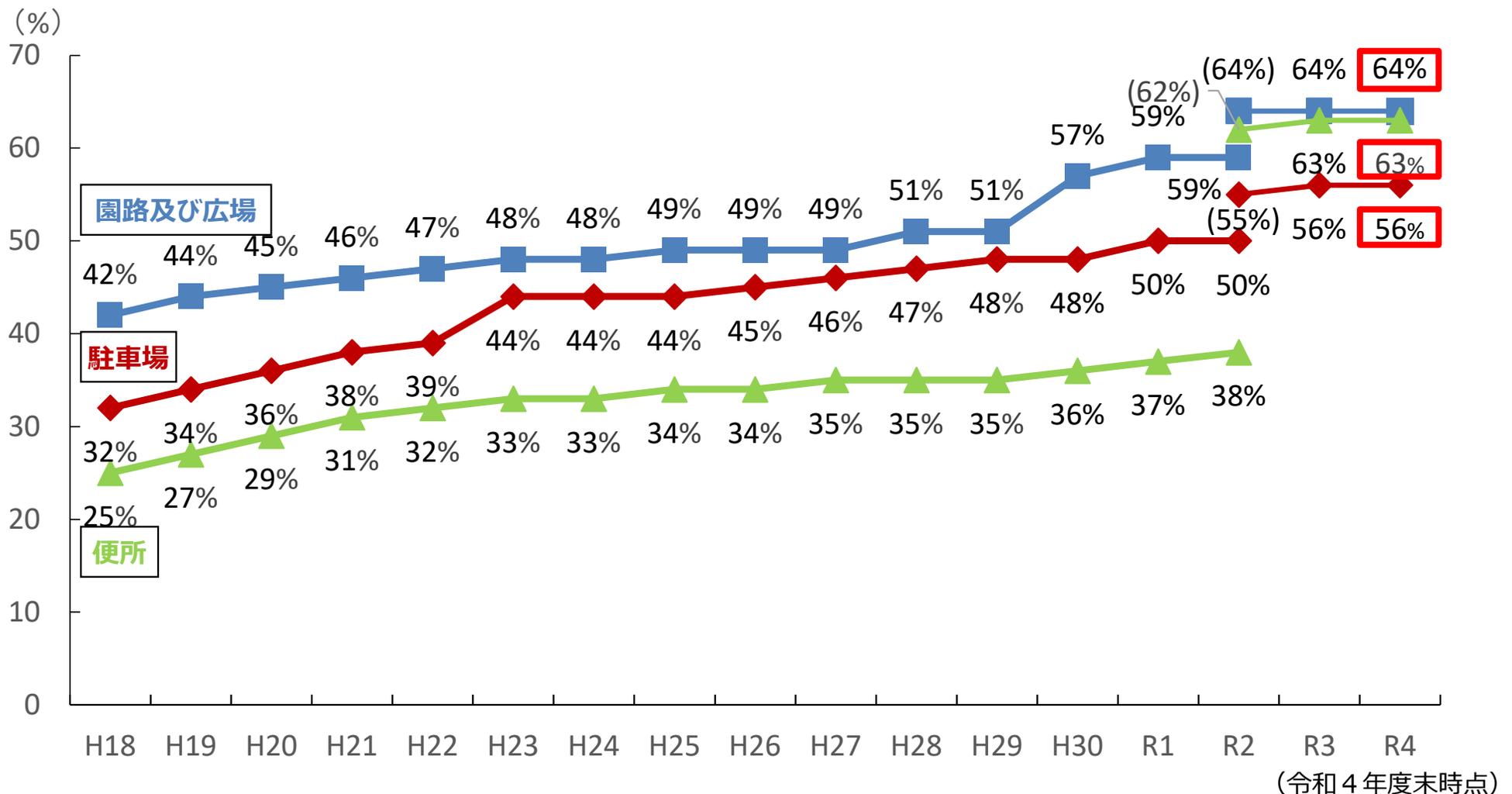
- 「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の周知により、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路等において、だれもが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置、踏切道におけるバリアフリー対策等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。
- 令和4年4月に奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる事故が発生したことを受け、踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を実施し、令和6年1月にガイドラインを改定した。
- 踏切道も含めた特定道路におけるバリアフリー化率は令和4年度末時点で約71%であり、基本方針に定めた整備目標である令和7年度の約70%を達成済み。

## 今後の取組

- ✓ 「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の周知を進めるとともに、特定道路におけるバリアフリー化を各道路管理者に促していく。
- ✓ 踏切道についても、ガイドラインの改定に伴い、踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造が規定されたこと等を踏まえ、特定道路や地域ニーズのある道路と交差する踏切道を優先的に、道路管理者と鉄道事業者が連携したうえで、バリアフリー対策を推進し、踏切道も含めた特定道路のバリアフリー化の推進に取り組む。  
※特定道路上の踏切道は全国で344箇所存在。

# 【参考】都市公園のバリアフリー化の推移（全国）

- 第3次目標においては、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）、便所の設置された都市公園の約70%、並びに駐車場の設置された都市公園の約60%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施することとする。
- 令和4年度末までに、園路・広場については約64%、駐車場については約56%、便所については約63%が実施済となっている。



# 【参考】都市公園のバリアフリー状況（地域別）

園路及び広場 (目標値：約70%)	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	815	779	2,848	446	1,097	1,479	532	262	1,109	150	9,517
基準適合の数	572	469	1,778	269	720	1,050	310	171	652	100	6,091
割合	70.2%	60.2%	62.4%	60.3%	65.6%	71.0%	58.3%	65.3%	58.8%	66.7%	64%

駐車場 (目標値：約60%)	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	419	562	1,770	353	703	703	396	202	802	113	6,023
基準適合の数	222	290	1,001	181	376	468	225	113	408	77	3,361
割合	53.0%	51.6%	56.6%	51.3%	53.5%	66.6%	56.8%	55.9%	50.9%	68.1%	56%

便所 (目標値：約70%)	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県	合計
総数	769	730	2,742	414	1,023	1,311	523	253	1,074	141	8,980
基準適合の数	468	476	1,714	271	650	873	301	155	667	105	5,680
割合	60.9%	65.2%	62.5%	65.5%	63.5%	66.6%	57.6%	61.3%	62.1%	74.5%	63%

(令和4年度末時点)

## 現状の分析

- 規模の大きい概ね 2 ha以上の都市公園において、園路及び広場、便所及び駐車場のバリアフリー化率は令和 2 年度から令和 4 年度にかけてそれぞれ、1 %、2 %増加しており、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は困難な見込み。
- これは、予算の制約によりバリアフリー化工事をする場合は施設の老朽化対策に合わせて実施すること等が要因であると考えられる。

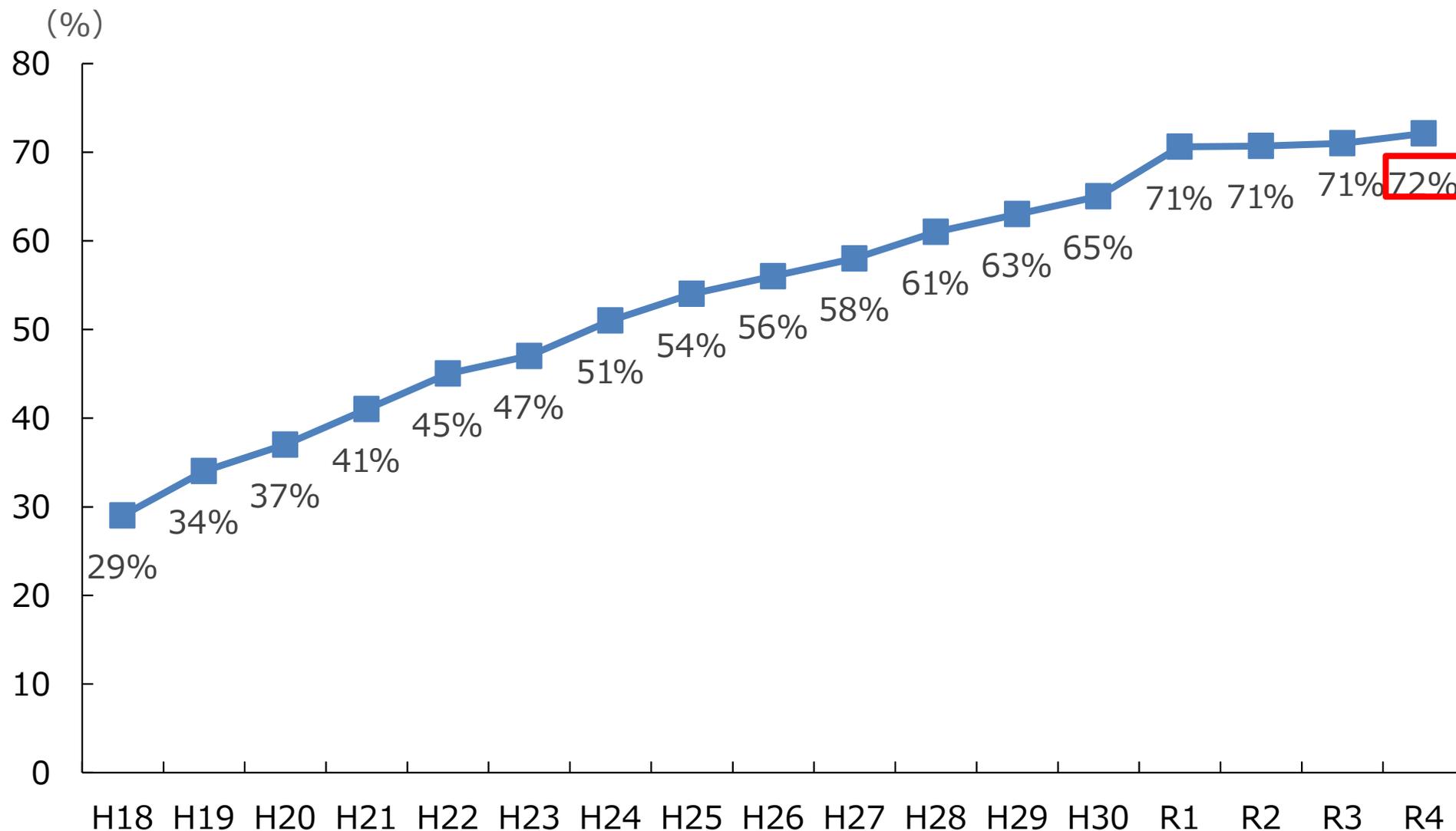
## 今後の取組

- ✓ 地方公共団体における都市公園のバリアフリー化の取組に対し、引き続き、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施するとともに、各地方公共団体にバリアフリー対応に取り組んでいただくよう要請していく。
- ✓ また、令和 4 年 3 月には都市公園の移動等円滑化ガイドラインの改訂を行い、移動等円滑化基準に基づく適合義務があるものについて具体的な内容を解説するなど、ガイドラインを充実させ、令和 5 年 3 月には事例集を作成、周知しており、引き続き都市公園のバリアフリー化の推進を図る。

【都市公園のバリアフリー化に向けた予算（R 6 年度予算）】

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業：社会資本整備総合交付金 予算額5,065億円の内数  
防災・安全交付金 予算額8,707億円の内数（補助率：1/2）

● 特定路外駐車場の約75%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされており、令和4年度末までに72%が実施済みとなっている。



# 特定路外駐車場のバリアフリー状況（地域別）

（目標値：約75%）	北海道	東北	関東	北陸	中部
総数[箇所]	143	194	984	101	345
基準適合の数[箇所]	120	132	689	78	259
割合	83.9%	68.0%	70.0%	77.2%	75.1%

（目標値：約75%）	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
総数[箇所]	854	148	85	409	17	3,280
基準適合の数[箇所]	620	102	41	311	13	2,365
割合	72.6%	68.9%	48.2%	76.0%	76.5%	72.1%

（令和4年度末時点）

## 現状の分析

- バリアフリー法の趣旨や基準を地方公共団体及び関係団体等に周知徹底することで、特定路外駐車場のバリアフリー化を推進した。
- 特定路外駐車場のバリアフリー化率は、平成30年度から令和4年度にかけて約7ポイント増加しており、**目標年度での目標値は達成できる見込み**である。

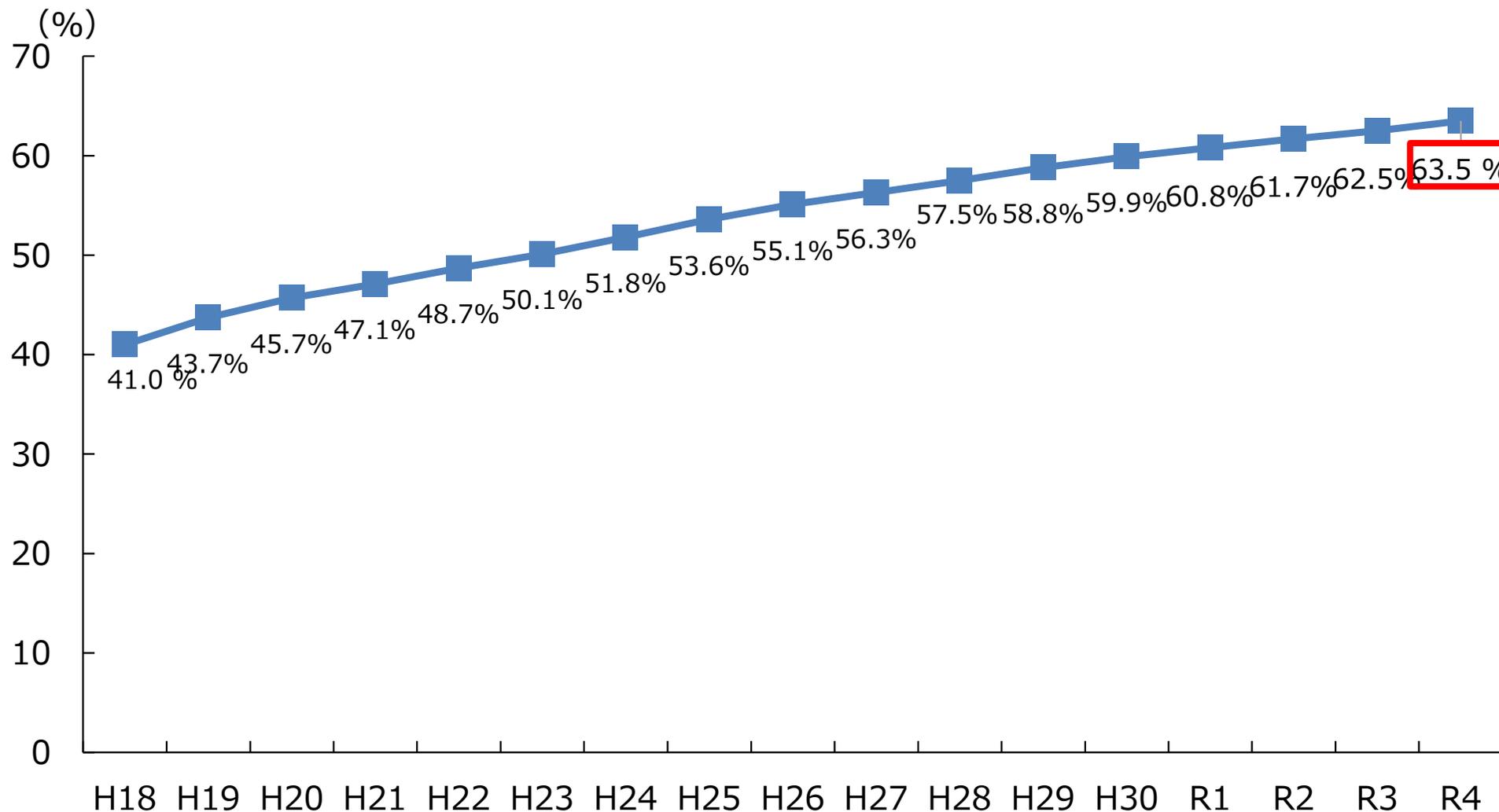
## 今後の取組

- ✓ 引き続き、バリアフリー法の趣旨や基準を地方公共団体及び関係団体等に周知徹底し、特定路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
- ✓ また、バリアフリー法上の義務となっている、車椅子利用者用駐車施設の整備等以外にも、**優先区画の整備等更なる特定路外駐車場のバリアフリー化に係るニーズへの対応を進めていく必要があるため、地方公共団体及び関係団体等に対して、技術的助言（ガイドライン等）の周知や優良事例の横展開等**により推進していく。

【特定路外駐車場のバリアフリー化に向けた予算（R6年度予算）】

・都市・地域交通戦略推進事業事業：予算額 補助10.0億円の内数、社会資本整備総合交付金5,065億円の内数、防災・安全交付金8,707億円の内数（補助率：1/3等）

- 床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く）の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施するように新たな目標が設定された。
- 令和4年度末までに約64%が実施済みとなっている。



## 現状の分析

- 当該指標は、床面積2,000㎡以上ある不特定多数の者等が利用する特別特定建築物の総ストック数のうち、バリアフリー法第11条から第24条までに定める建築物移動等円滑化基準に適合する特別特定建築物の割合を示している。
- 令和4年度における当該指標の実績値は約64%であり、当該指標の根拠とである「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正年度（令和2年度）の実績値（約62%）から**毎年度約1%上昇**している。
- **このまま堅調に推移すれば令和7年度には目標値である約67%を達成できる見込み**であることから、概ね順調に進捗しているといえる。

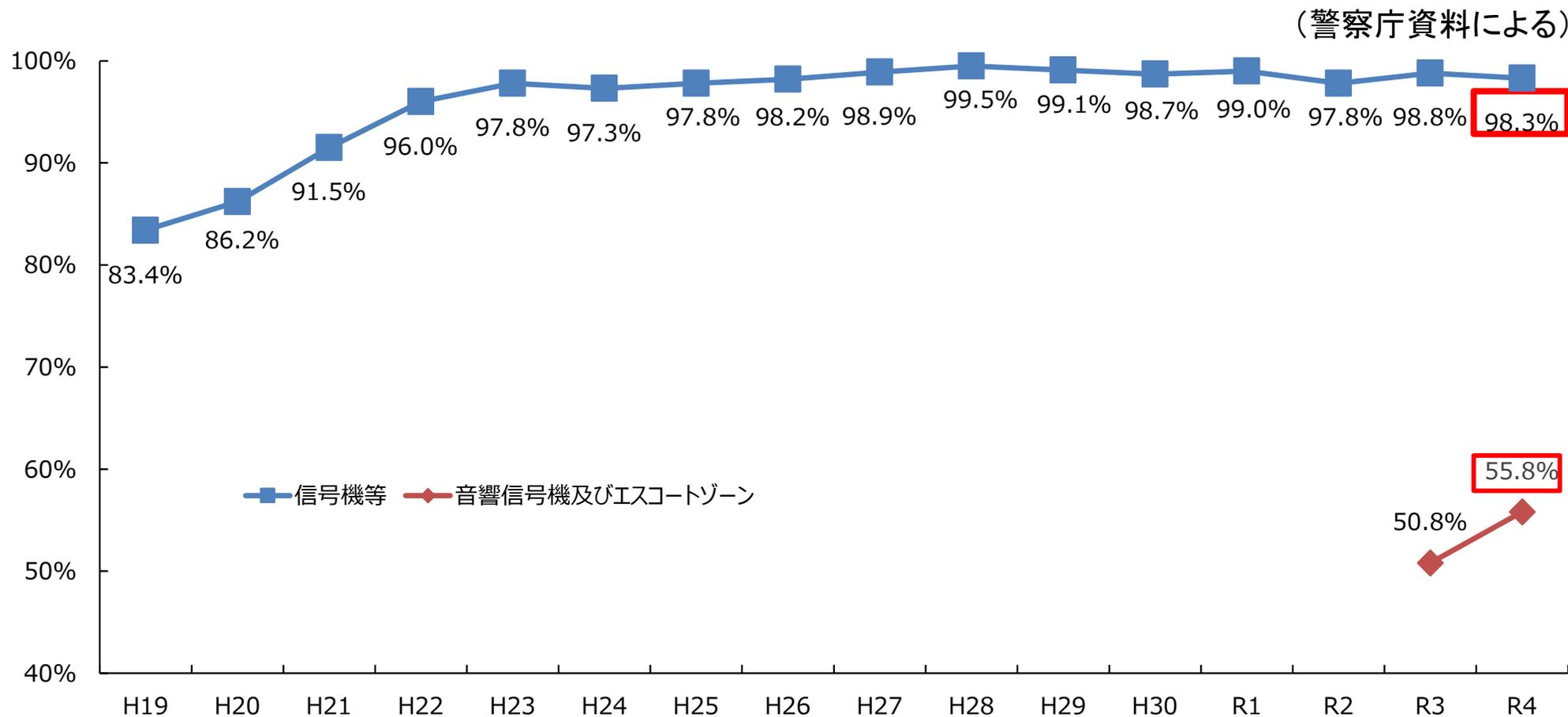
## 今後の取組

- ✓ 引き続きバリアフリー法に基づき、不特定多数の者等が利用する一定の建築物の新築等の機会を捉えて建築物のバリアフリー化を促進する。
- ✓ また今後、車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用客席の設置数に係る基準の見直しを図るとともに建築物のバリアフリー設計に係るガイドラインである**「建築設計標準」の更なる充実・普及を行い、より質の高い建築ストックの形成を促進する。**

【建築物のバリアフリー化に関する予算（R6年度予算）】

- ・バリアフリー環境整備促進事業：社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金の内数（補助率：1/3）
- ・既存建築物省エネ化推進事業：予算額55.97億円の内数（補助率：1/3）

- **重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等**については、令和7年度までに、**原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施することとされており、着実に導入が進められ、令和4年度末までに98.3%が実施された。**
- また、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、**視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等**については、令和7年度までに**原則として全ての当該部分において音響信号機及びエスコートゾーンを設置することとされ、令和4年度末までに55.8%が実施された。**



（警察庁資料による）

北海道	東北	東京都	関東	中部
100%	100%	96.0%	99.6%	99.7%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
98.9%	95.8%	100.0%	97.4%	98.3%

※管区警察局等別

（令和4年度末時点）

(警察庁資料による)

北海道	東北	東京都	関東	中部
-	48.0%	73.6%	40.6%	49.0%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
28.9%	68.0%	54.1%	55.5%	55.8%

※管区警察局等別

(令和4年度末時点)

## 現状の分析

- 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化については、順調である。
- 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じて、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響信号機及びエスコートゾーンの設置率については、令和7年度の目標値の約6割となっている。

## 今後の取組

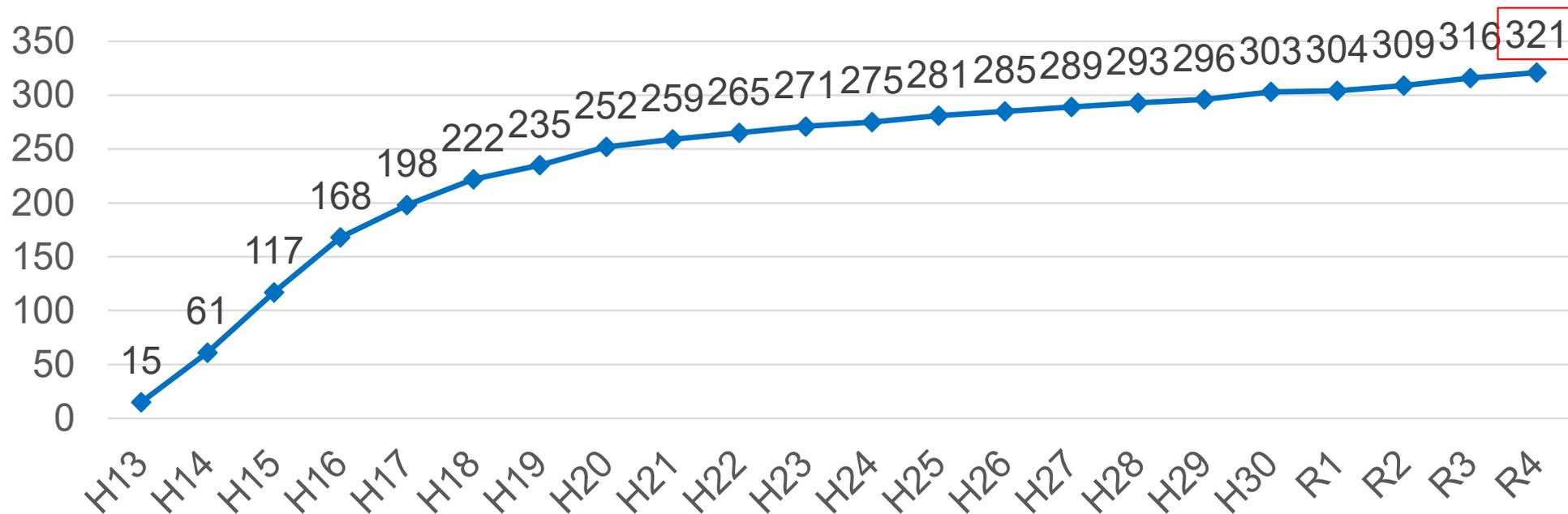
- ✓ 信号機等のバリアフリー化については、基本構想が新たに策定された場合は、関係する都道府県警察は基本構想に即した交通安全特定事業計画を作成し、その計画に基づきバリアフリー化を推進していく。
- ✓ 視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響信号機及びエスコートゾーンの整備については、各都道府県警察が実施するバリアフリー化事業に対して、必要な助言、指導、予算の確保を行うことで、計画的に未整備箇所への整備を推進していく。

【信号機等のバリアフリー化に向けた予算（R6年度予算）】

・特定交通安全施設等整備事業：予算額約177億円の内数（補助率5/10）

- ・全国における基本構想は、321市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- ・人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。

## <基本構想の作成 自治体数>



	全国	市・区				町	村
		政令市	中核市	その他の市	特別区		
作成率	18.4 %	100 %	83.9 %	28.5 %	91.3 %	3.5 %	0.0 %
作成数	321 / 1741	20 / 20	52 / 62	202 / 710	21 / 23	26 / 743	0 / 183

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	17	14	97	18	44
作成率	9.5 %	6.2 %	28.3 %	12.8 %	24.9 %
	17 / 179	14 / 227	97 / 343	18 / 141	44 / 177
うち市・区の作成率	42.9 %	16.9 %	42.6 %	28.3 %	39.0 %
	15 / 35	13 / 77	92 / 216	17 / 60	41 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
作成数	81	23	6	19	2
作成率	40.9 %	21.5 %	6.3 %	8.2 %	4.9 %
	81 / 198	23 / 107	6 / 95	19 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	64.0 %	38.9 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	71 / 111	21 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	321	18.4 %	36.2 %
		321 / 1741	295 / 815

赤塗り箇所：  
全国平均以上

青塗り箇所：  
全国平均以下

450(基本方針に基づく整備目標)

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	1	7	9	2	1
作成率	0.6 %	3.1 %	2.6 %	1.4 %	0.6 %
	1 / 179	7 / 227	9 / 343	2 / 141	1 / 177
うち市・区の作成率	0.0 %	9.1 %	4.2 %	3.3 %	1.0 %
	0 / 35	7 / 77	9 / 216	2 / 60	1 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
作成数	6	3	0	5	0
作成率	3.0 %	2.8 %	0.0 %	2.1 %	0.0 %
	6 / 198	3 / 107	0 / 95	5 / 233	0 / 41
うち市・区の作成率	5.4 %	5.6 %	0.0 %	4.6 %	0.0 %
	6 / 111	3 / 54	0 / 38	5 / 108	0 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	34	2.0 %	4.0 %
		34 / 1741	33 / 815

赤塗り箇所：  
全国平均以上

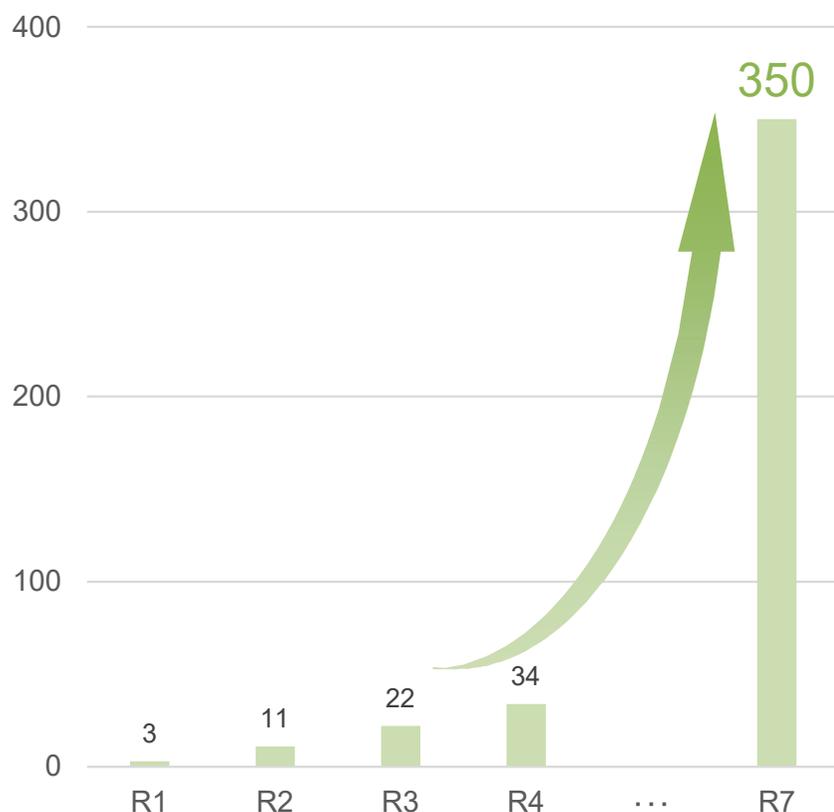
青塗り箇所：  
全国平均以下

350(基本方針に基づく整備目標)

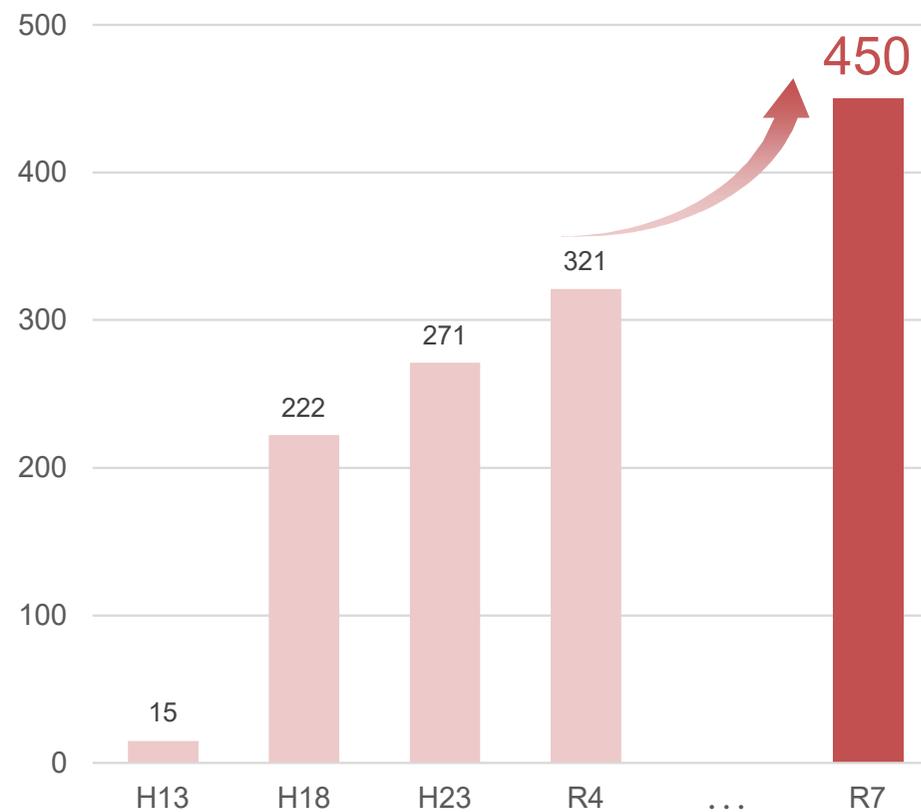
## マスタープラン・基本構想の作成市町村数

- ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進を掲げております。

<マスタープランを作成している市町村数>



<基本構想を作成している市町村数>



基本構想作成市町村一覽(令和4年度末時点)

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	埼玉県	さいたま市	神奈川県	横浜市	静岡県	静岡市
	小樽市		熊谷市		川崎市		浜松市
	旭川市		川口市		相模原市		沼津市
	室蘭市		所沢市		平塚市		沼津市
	釧路市		東松山市		鎌倉市		熱海市
	北見市		深谷市		藤沢市		三島市
	苫小牧市		入間市		小田原市		富士宮市
	江別市		白岡市		伊東市		伊東市
	千歳市		小川町		島田市		島田市
	滝川市		寄居町		富士市		富士市
	深川市		戸田市		焼津市		焼津市
	富良野市		千葉市		藤枝市		藤枝市
	恵庭市		市川市		御殿場市		御殿場市
	伊達市		船橋市		袋井市		袋井市
	枝幸町		松戸市		名古屋		名古屋
	遠軽町	野田市	名古屋市	名古屋市			
	登別市	習志野市	岡崎市	岡崎市			
	青森県	青森市	柏市	新潟市	新潟市		
		盛岡市	市原市	新潟市	新潟市		
		一関市	流山市	長岡市	長岡市		
岩手県	宮古市	八千代市	柏崎市	柏崎市			
	仙台市	我孫子市	柏崎市	柏崎市			
宮城県	松島町	鎌ヶ谷市	新発田市	新発田市			
	秋田市	浦安市	見附市	見附市			
秋田県	大館市	上越市	糸魚川市	糸魚川市			
	山形市	袖ヶ浦市	糸魚川市	糸魚川市			
山形県	南陽市	君津市	南魚沼市	南魚沼市			
	福島市	千代田区	湯沢町	湯沢町			
福島県	会津若松市	港区	魚津市	魚津市			
	郡山市	新宿区	射水市	射水市			
	いわき市	文京区	高岡市	高岡市			
	水戸市	台東区	金沢市	金沢市			
茨城県	日立市	墨田区	福井市	福井市			
	土浦市	江東区	敦賀市	敦賀市			
	石岡市	品川区	甲府市	甲府市			
	笠間市	品川区	山梨市	山梨市			
	取手市	目黒区	笛吹市	笛吹市			
	ひたちなか市	大田区	上野原市	上野原市			
栃木県	宇都宮市	世田谷区	松本市	松本市			
	栃木市	中野区	岡谷市	岡谷市			
	佐野市	杉並区	諏訪市	諏訪市			
	鹿沼市	豊島区	塩尻市	塩尻市			
	日光市	北区	茅野市	茅野市			
	小山市	荒川区	岐阜市	岐阜市			
	那須塩原市	板橋区	多治見市	多治見市			
	下野市	練馬区	中津川市	中津川市			
	壬生町	足立区	瑞浪市	瑞浪市			
	前橋市	葛飾区	羽島市	羽島市			
群馬県	高崎市	渋谷区	恵那市	恵那市			
	伊勢崎市	八王子市	美濃加茂市	美濃加茂市			
		武蔵野市	土岐市	土岐市			
		三鷹市	各務原市	各務原市			
	府中市	可児市	可児市				
	調布市	瑞穂市	瑞穂市				
	町田市	笠松町	笠松町				
	小金井市	垂井町	垂井町				
	日野市						
	羽村市						
	国分寺市						

マスタープラン作成市町村一覽(令和4年度末時点)

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
大阪府	大阪市	鳥取県	鳥取市	岡山県	鳥取市	広島県	広島市
	堺市		米子市		倉吉市		呉市
	岸和田市		倉吉市		松江市		三原市
	豊中市		松江市		出雲市		尾道市
	池田市		津江市		津山市		福山市
	吹田市		倉敷市		岡山市		東広島市
	高槻市		笠岡市		広島市		廿日市市
	高槻市		笠岡市		三原市		大竹市
	貝塚市		笠岡市		尾道市		大竹市
	守口市		津山市		福山市		海田町
	枚方市		岡山市		東広島市		坂町
	茨木市		広島市		廿日市市		下関市
	八尾市		呉市		大竹市		山口市
	泉佐野市		三原市		海田町		周南市
	富田林市		尾道市		坂町		徳島市
寝屋川市	福山市	下関市	高松市				
河内長野市	東広島市	山口市	丸亀市				
松原市	廿日市市	周南市	松山市				
大東市	大竹市	門真市	今治市				
和泉市	海田町	摂津市	高知市				
箕面市	坂町	高石市	北九州市				
柏原市	下関市	藤井寺市	福岡市				
羽曳野市	山口市	東大阪市	大牟田市				
門真市	周南市	泉南市	久留米市				
摂津市	徳島市	四條畷市	筑紫野市				
高石市	高松市	交野市	大野城市				
藤井寺市	丸亀市	大阪狭山市	古賀市				
東大阪市	松山市	阪南市	福津市				
和泉市	今治市	島本町	糸島市				
箕面市	高知市	神戸市	遠賀町				
柏原市	北九州市	姫路市	唐津市				
羽曳野市	福岡市	明石市	長崎市				
門真市	福岡市	西宮市	佐世保市				
摂津市	福岡市	芦屋市	熊本市				
高石市	福岡市	加古川市	玉東町				
藤井寺市	福岡市	宝塚市	大分市				
東大阪市	福岡市	川西市	別府市				
泉南市	福岡市	播磨町	宮崎市				
四條畷市	福岡市	福知山市	鹿儿島市				
交野市	福岡市	宇治市	那覇市				
大阪狭山市	福岡市	奈良市	宮古島市				
阪南市	福岡市	和歌山市					
島本町	福岡市	橋本市					
神戸市	福岡市	田辺市					
姫路市	福岡市	高野町					
明石市	福岡市	那智勝浦町					
西宮市	福岡市						
芦屋市	福岡市						
加古川市	福岡市						
宝塚市	福岡市						
川西市	福岡市						
播磨町	福岡市						
福知山市	福岡市						
宇治市	福岡市						
奈良市	福岡市						
和歌山市	福岡市						
橋本市	福岡市						
田辺市	福岡市						
高野町	福岡市						
那智勝浦町	福岡市						

計 321市区町

計 34市区町

※堺市の計画については、移動等円滑化促進地区等は今後定められることとなっている。

## 現状の分析

- 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成市町村数は、令和3年度から令和4年度にかけてそれぞれ12自治体、5自治体と着実に増加しており、政令市・中核市・特別区では約9割で作成され、人口カバー率では約6割に達しているが、令和7年度での目標値の達成は難しい見込みである。

## 今後の取組

- ✓ 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の策定に係る予算支援、計画策定のノウハウをとりまとめたガイドラインの周知等により、地方公共団体に計画策定の働きかけを行っている。
- ✓ 一方、地方部においては作成率が低い傾向にあるため、引き続き、地方公共団体に計画策定の働きかけを行っていく。
- ✓ また、今後は、他のまちづくり計画と一体となった効率的な計画作成の事例等を本省・運輸局等によるセミナーの  
際等に周知し、より一層の計画策定の促進に取り組んでいく。

【移動等円滑化促進方針・基本構想の作成に関する予算（R6年度予算）】

- ・バリアフリー基本構想等の円滑な作成・運用・スパイラルアップ等の促進関連事業：0.6億円の内数
- ・地方公共団体のための基本構想作成等促進事業：0.6億円の内数

## ○「心のバリアフリー」の用語の認知度

- ・ 新たなバリアフリー整備目標の設定に伴い、新たな項目として「心のバリアフリー」の用語の認知度が追加され、令和7年度までに、約50%の認知度を達成するように目標が設定された。
- ・ 令和4年度における認知度※は21.4%となっている。

令和3年度 実績値
24.3%

令和4年度 実績値
21.4%

## ○高齢者、障害者の立場を理解して行動ができている人の割合

- ・ 新たな整備目標の設定に伴い、新たな項目として高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合が追加され、令和7年度までに、原則100%を達成するように目標が設定された。
- ・ 令和4年度における割合※は81.7%となっている。

令和3年度 実績値
86.6%

令和4年度 実績値
81.7%

※ 2022年11月に実施したインターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。

## 現状の分析

- 「心のバリアフリーの用語の認知度」及び「高齢者、障害者の立場を理解して行動ができている人の割合」については、第3次バリアフリー整備目標から新たに追加されたことに伴い、高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のためのキャンペーンやバリアフリー教室の実施等によって、心のバリアフリーの推進を重点的に行ってきた。
- ただ、令和3年度から令和4年度にかけては「用語の認知度」及び「理解して行動できている人の割合」は下がっており、令和7年度での目標値の達成は難しい見込みである。
- 令和4年度末現状値の進捗が思わしくない理由としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前と比べて「心のバリアフリー」という言葉に触れる機会が減ったことや用語の認知度と行動できている人の割合との差異から、「心のバリアフリー」という用語そのものの周知・啓発が不十分であったことなどが要因として考えられる。

## 今後の取組

- ✓ 令和7年度までの目標達成に向けた取組としては、より幅広い世代に認知していただけるよう、啓発ポスター等に積極的に心のバリアフリーの用語を使用することや、令和4年度から行われている共生社会バリアフリーシンポジウム等を周知の機会として活用すること等の取組を行っていく。

【「心のバリアフリー」の認知度向上に関する予算（R6年度予算）】

- ・障害者等用施設等の適正利用促進関連事業：0.6億円の内数
- ・心のバリアフリーの推進関連事業：0.6億円の内数

## 公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下を定めて公表。移動等円滑化の進展の状況等に応じて改定を行う。

達成すべき目標

移動等円滑化のために講ずべき措置

目標達成のために併せて講ずべき措置

- ・施設及び車両等のハード基準への適合
- ・適切な役務の提供（ソフト対応）
- ・必要な乗降介助や誘導支援
- ・移動に必要な情報の提供
- ・職員に対する教育訓練
- ・適正利用推進のための広報啓発活動

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

## ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 現状の課題及び中期的な対応方針
- II 移動等円滑化に関する措置
- III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置
- IV 前年度計画書からの変更内容
- V 計画書の公表方法
- VI その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度のハード・ソフト取組計画の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
  - (3) 報告書の公表方法 等
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況 等

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**  
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

■ 令和5年度計画書 作成義務事業者数(モード別)

モード別	事業者数
1.鉄道	71
2.軌道	26
3.乗合バス	131
4.バスターミナル	22
5.貸切バス	3
6.タクシー	60
7.旅客船	5
8.旅客船ターミナル	7
9.航空機	4
10.航空旅客ターミナル	17
合計	346

※各事業者の公表先を一覧でまとめております。

<事業者一覧ページ>

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html)